

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日、芳賀 潤君の一般質問への答弁について、当局から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 昨日の芳賀議員の一般質問において答弁した固定資産税の関係について、訂正のほうをさせていただきたいと思います。皆様のほうには、お手元に固定資産税の土地の考え方というA4のやつをお渡ししておりますので、ちょっとそれを見ながら聞いていただければと思います。

現在、被災した住宅用地には国の被災住宅用地の特例というものと、町の東日本大震災津波固定資産税減免要綱の2つが適用されております。被災住宅用地の特例というものは、被災した住宅用地に住宅が建ってなくても住宅用地と見なすというもので、200平方メートルまでの土地には6分の1、それを超える分には3分の1の軽減を適用しており、この特例が令和8年度まで延長されております。

一方、本年度をもって終了する町条例の東日本大震災津波固定資産税減免では、住宅用地が200平方メートルの場合先ほど説明した6分の1の軽減を適用した後に、使用している土地について税額の2分の1を減免しております。

例といたしまして上のほうにも税額7万2,000円と書いてありますが、本来税額7万2,000円の200平方メートルの土地につきましては6分の1の軽減が適用されておりますので、1万2,000円となっております。かつ、2分の1減免したことによって税額が6,000円ということで、令和3年度は6,000円という税額が発生していることとなります。ただこの税額が次年度、令和4年度には先ほど申しました東日本大震災津波固定資産税の減免の2分の1が終了いたしますので、1万2,000円に戻るという考え方になります。

一方、ただし住宅が建っていれば、逆に住宅用地に対する課税標準額の特例というものがあまして、これも6分の1の軽減がされますけれども、令和8年度以降もそれは適用されております。非住宅の場合、この住宅特例が令和8年で終了することから、税額本来の7万2,000円に戻るという考え方になります。

なお、この固定資産税の取扱いについては、広報とホームページで周知しておりますけれども、今後も分かりやすい内容で周知に努めてまいりたいと思います。訂正しておわび申し上げます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

○

#### 日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） では、日程第1、一般質問を行います。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） おはようございます。大志会の菊池忠彦です。

新型コロナウイルスの感染状況も全国的に現在落ち着いた状況であり、これもワクチン接種が進んだことに加え、マスク着用などの基本的な感染防止対策が徹底されている結果と感じております。改めて医療従事者、町関係機関の皆様、そして町民の皆様に感謝の意を表したいと思っております。

そんな中、去る11月13日福幸きらり商店街跡地を会場にして、岩手県民限定で「おおつちまるごと復活まつり」が開催されました。産業まつり、終日郷土芸能のステージ披露、30団体が出店した特産品販売など、約5,000人の入場者でにぎわいました。コロナ禍で疲弊した地域活性化・経済対策という意味において、感染状況を見極めイベント開催に踏み切った町に対し、率直に高く評価するところであります。

しかしながら、今月に入り新たな変異株が確認されるなど、第6波への懸念は高まるばかりです。町民の皆様におかれましても、引き続き手洗い・マスク着用・手指消毒の感染対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

震災伝承プラットフォームについて。

東日本大震災より8年後の2019年、町は存廃をめぐって町民の意見が割れていた旧役場庁舎の取り壊しを決定、解体に踏み切りました。庁舎解体後は更地となり、防災空地として現在に至っておりますが、町では震災伝承の在り方を官民連携で考える震災伝承プラットフォームを本年8月に立ち上げ、町内外の個人や団体が参加した中で旧役場庁舎跡地や民宿あかぶ跡地の利活用について協議に入りました。

そこで、次の点を伺います。

1点目。大槌町震災伝承プラットフォーム構想では、震災伝承の場の在り方検討として旧役場庁舎跡地や被災した民宿あかぶと観光船「はまゆり」跡地等を震災伝承活動において活用できるよう環境整備を進めるとしております。旧庁舎跡地に関しては、町の考えとして伝承の場という位置づけをしておりますが、追悼・鎮魂の祈りの対象物の設

置についてのお考えをお尋ねします。

2点目。町では、震災伝承の一環として被害状況や教訓、QRコードを記した仮の看板を旧庁舎跡地・赤浜の旧民宿跡地に年内に設置公開するとしております。また、震災伝承ワーキンググループの意見交換では、この場で罹災した事実があることを伝える何らかの工作物としてモニュメントの設置案が出ていますが、仮看板の本設化を含めてこれらが果たす役割についての御見解を伺います。

3点目。役場旧庁舎跡地の利活用に関して、ワーキンググループにおいてモニュメントと子供の遊び場を併設してはどうかなどの意見が交わされました。8月にオープンした宮古市のうみどり公園には、遊具が整備された公園内の一角に震災津波メモリアルモニュメントとして記憶・鎮魂・伝承・希望の4つの塔が設置されております。旧役場庁舎跡地も同様に、子供たちが遊びの中で震災伝承・防災学習を学べる学びの場の役割を担えるもの・場であると感じておりますが、子供の遊び場と震災伝承の相関性について当局の御所見を伺います。

御社地天満宮について。町の資料によると、昭和63年に町の史跡に指定された御社地は江戸時代中期の仏道家菊池祖晴が諸国遍歴の修行の際に九州太宰府に至り、天神社の分霊を捧持して帰り天満宮として祀ったところから「御社地」と名付けられました。大震災津波により、社殿等の構築物が流出してしまいましたが、今年2月天満宮奉賛会が町と覚書を締結し、この11月に約1,700万円をかけて御社地公園の一角に御堂を建立しました。また、先日11月20日には建立した天満宮を町に寄贈、今後の維持管理については天満宮奉賛会が行うとしております。そこで、次の点を伺います。

1点目。町の考えとして、政教分離の観点から文化財指定された昭和63年撮影の画像どおりの復元以外は認められないとしておりますが、史跡として捉えれば鳥居・灯籠・狛犬なども設置可能と認識します。当局の御見解を伺います。

2点目。文化財をまちづくりに生かしつつ、継承を図っていくためには、文化財を保護・保存する教育委員会、文化財を活用する産業振興課の双方が問題意識を共有し、一体的に進めることが重要であると認識しておりますが、町としての考え方、併せて文化財としての天満宮を観光振興に生かすための施策を伺います。

高齢者の見守りについて。

東日本大震災の発災から10年が経過し、仮設住宅から災害公営住宅への転居、周辺地区の変化、新たなコミュニティーの形成など、被災高齢者を取り巻く環境は劇的に変化

してきました。加えて、地域で人のつながりが希薄化し、単身高齢世帯が増加傾向にある中、高齢者の地域生活を支えていくための対応が急務であると感じております。当町においては、大槌町高齢者等見守りネットワーク事業、社会福祉協議会による地域福祉活動などの取組がありますが、そこで次の点をお尋ねします。

1点目。新型コロナ感染症拡大の影響で、感染により基礎疾患を有する高齢者が重篤化しやすいことへの懸念、住民主体活動が相次いで中止になるなどの状況で、高齢者の活動が著しく制限されておりますが、現状に対する当町の取組を伺います。

2点目。震災以降、以前あった密接な地域コミュニティが失われ、高齢者・要配慮者の方々と民生委員等の関係が希薄になっていると懸念しておりますが、当局の認識、併せて対策方法について伺います。

3点目。災害時においては、高齢者等のいわゆる避難行動における要配慮者がおりますが、それらの方々への安否確認や避難行動への声かけは、民生委員や地域の自主防災組織が機能していると認識しております。民生委員・各自主防災組織の災害時における行政との連携の現状をお尋ねいたします。

以上、大きく3つの質問でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、追悼・鎮魂の祈りの対象物の設置についてお答えいたします。

当町で東日本大震災により犠牲となられた方々の追悼・鎮魂の場におきましては、令和5年度に完成を目指す「（仮称）鎮魂の森」に整備することとしており、旧役場庁舎跡地につきましては震災がもたらした教訓を後世に伝える、伝承の場として整備する方針でありますことから、この場所に町が主体となり追悼・鎮魂の祈りに関する対象物を設置することは考えておりません。

次に、伝承に係る仮看板等が果たす役割についてお答えいたします。

当町の東日本大震災の事実と教訓を広く永く後世に伝え、二度とこのようなことを繰り返さないようにするためのものであると考えております。そのためにも、様々な検討をいただきながら50年、100年先にもその主旨が伝わるものを整備していきたいと考えております。

次に、子供の遊び場と震災伝承の相関性についてお答えいたします。

議員が言われたとおり、震災伝承の在り方ワーキンググループの中でも、旧役場庁舎

跡地や旧民宿あかぶ跡地の整備後のイメージとして伝承の場であることと併せ、子供たちが楽しく遊べる場であり、町内外の多くの方が訪れやすい雰囲気のある場であってほしいといった御意見をいただいているところであります。今後もワーキンググループでの議論を深めながら、整備方針を定めてまいりたいと考えております。

御社地天満宮につきましては、教育長が答弁いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大における高齢者等の活動の現状と当町の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルスに感染した場合の特徴として、肺炎によりガス交換機能が著しく低下することが挙げられております。町民の皆様には、感染しない・させないための取組をお願いしつつ、本年春よりワクチン接種を順次進めてきたところであります。ワクチン接種による集団免疫が構築された今、年末の第6波の発生が懸念されるものの、岩手県においては新規感染者ゼロの日数を更新しております。

このような状況から、現時点で活動制限は設けておらず、今後の活動の再開や活性化を図っていただくため、コロナ禍においても地域団体が感染防止に対応した住民主体の活動が可能となるよう、町独自の感染防止対策マニュアルを作成して地域団体に配布しております。健康であり続けることが、感染を予防する効果につながることから、感染防止策を講じながら、介護予防教室や屋外で行う「サロンおでんせ」などといった取組を行っているほか、各地区において健康に関する活動支援の相談があった場合、状況に応じてできる限り対応させていただいているところであります。

また、本年度から社会福祉協議会への委託によりふるさと支援員を配置し、地域と話し合いながら地域住民の交流機会づくりの活動を支援しております。

次に、高齢者及び要配慮者と民生児童委員との関係についてお答えいたします。

民生委員児童委員の活動については、大槌町社会福祉協議会に事務局を置く連絡協議会で行っております。主な活動は、毎月各地区で開催する地区民生委員児童委員定例会（通称地区民協）であり、地域の生活支援相談員や地区担当の民生委員のほか公的支援を担う釜石地方振興局、町健康福祉課並びに社会福祉協議会の職員が出席し、地域で見守りや支援が必要と思われる方の情報交換や役割分担を行っているほか、実際に支援が必要な方に対しては当事者のサポートに入らせていただいております。

また、各地区の民生委員児童委員は地区の催事や会議にも極力参加をお願いしており、地域と行政との橋渡し役を担っていただいております。

次に、災害時における高齢者等の要配慮者に対する対応に係る、関係団体と行政との連携についてお答えいたします。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、支援ニーズを有する被災者への適時・適切な支援体制の整備として、発災時に自力避難が困難な方の名簿の作成が義務づけられ、現在警察・消防・消防団・民生委員・自主防災組織に避難に支援を必要とされる方の名簿を配付させていただいているところであります。災害が発生する恐れがあり、避難行動が必要とされる場合は、行政は極力早い時期に避難所を開設し、避難行動時間を多く取れるよう配慮しております。

また、各地域での避難に関して自助や共助が不可欠であり、地域の自主防災組織や自治会・町内会を核とした共助が図られるよう、行政との連携強化を目的に自主防災連絡会を開催し、各組織の活動状況の把握や町の防災に関する取組などを共有し、災害時における必要な情報提供などを実施しております。

なお、民生委員は各地区で毎月開催する地区民生委員児童委員定例会（通称地区民協）により、生活支援員と地域の支援や配慮が必要な方の情報交換、共有を行政や社会福祉協議会と行っております。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、御社地に係る復元についてお答えします。

去る11月20日に、御社地のお堂の竣工式が行われ、その後御社地天満宮奉賛会により町に対し再建したお堂の寄附がありました。再建に係る申出があつてから、都市公園内の施設及び占用物件について何度も御社地天満宮奉賛会と協議し、検討を行ってまいりました。その中で、文化財保護法におけるいわゆる史跡につきましては、都市公園内においても設置が認められていることから、町が史跡指定した昭和63年当時の状態を復元する旨の覚書を交わし、今日の竣工を迎えたところです。

現状では、昭和63年11月の指定時を基本として取り扱っておりますが、町を語る上で欠かせない場所の1つである御社地の歴史的事象を視野に入れながら、復元の在り方については改めて文化財保護審議会にお諮りし、検討してまいりたいと考えております。

次に、文化財をまちづくりに生かすことについてお答えします。

議員御指摘のとおり、文化財保護行政を担う教育委員会と、観光振興を担う産業振興課との連携は重要であると認識しております。郷土芸能の分野におきましても、毎年行われております郷土芸能祭への運営補助や後継者育成補助を教育委員会が行い、観光客

を対象とした「かがり火イベント」への支援は産業振興課が行うなど、双方が郷土芸能に携わっているところです。さらに、過日行われました観光交流協会主催のイベントにおきましても、観光振興のコンテンツの1つとして「前川家文書」が活用されるなど新しい形態が生まれつつあることから、引き続き関係課と連携を深めてまいります。

また、御社地につきましても歴史的事象を視野に入れながら、菊池祖晴にまつわる展示や講演等の顕彰事業の実施を検討するなど、関係課・関係団体とも連携し協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁、どうもありがとうございました。

それでは、早速再質問に入らせていただきますが、限られた時間でございますので御答弁は分かりやすく、また的確にお願いしたいというふうに思っております。

まず1つ目、震災伝承プラットフォームについてでございます。私もこれまで2度ほど震災伝承プラットフォームのワーキンググループに参加させていただいておりますけれども、様々な御意見を聞いたという目線で議論させていただきます。

それで①のところなんですけれども、もちろん祈りの場である「（仮称）鎮魂の森」、そして伝承の場の旧庁舎跡地の線引きがあるということは、私も十二分にこれは承知しております。その上で申し上げれば、津波の犠牲になられた職員の方々の御遺族の心情であるとか、また犠牲になられた職員の方々へ思いをはせる町民の皆さんを思うと、手を合わせる対象物はあって私はしかるべきというふうに思うんです。もちろん、町内至るところで津波の犠牲になられた町民の方々がたくさんいらっしゃいますので、旧庁舎跡地だけが特別なのか、そのような議論があるのもまた存じております。

しかしながら、旧庁舎で犠牲になられた方々は、いわば職務中の悲劇であったと私は認識しているわけでございます。町民の安全のために職務を全うされた方々に対して、祈りの思いを持つというのはごく自然な行いだと思うんですね。私見ではありますけれども、そのような悲劇の場に殉職された方々に対しての祈りの対象物を整備しても、私はこれは何ら問題ないと、そのように思うわけでございます。

ただ、これを公費で整備するというふうになると、そこは様々な問題も生じてくるというふうに思いますので、例えば御遺族の方々が自費で整備するとなった場合、その場合はどうなのか。その辺をまず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ただいまの御質問でございます。

町長回答のとおり、公費でもってこれをそこにとということについては、御理解いただいているものと思います。今後御遺族の方、あるいは自主的にお建てになるというふうな動きがございましたらば、そういったことについて町として耳を傾けて御相談に応じるような形で考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 考えないわけではない。今後そのような要請があれば、考えていくんだというふうに理解いたしました。

それで、御答弁の中には祈りの対象物は今のところ考えていないという御答弁なんですけれども、私はこの庁舎がまだ解体される以前、まさにこの旧庁舎前に追悼の空間が設けられたと、そのように認識しているんですね。それは、献花台と3体のお地蔵さんなんですけれども、このお地蔵さんは地蔵菩薩といって仏教に関係するまさに信仰の対象物と私は理解しております。

設置当時のお話を聞くと、設置を許可したのは当時の総務課長だと聞いております。町長、あなたです。あなたが総務課長時代に設置を許可しているんです。実際、お坊さんによって開眼供養まで行ったというふうに聞いております。その後旧庁舎解体に当たって、旧庁舎に残るこの地蔵、それから献花台を含める一連の対象物の引取先を探したんですけども、判然としなかった。その結果、現在に至っているというふうに認識しております。

先ほどの御答弁で、追悼・鎮魂の祈りに関する対象物を設置することは考えていないとありましたけれども、実際現状では祈りに関する対象物というのはまさにそこにあるわけです。そこでお尋ねしますが、このお地蔵さんは追悼・鎮魂の祈りに関する対象物ではないのでしょうか。町長が町の役職にあったときは設置を許可して、現在のお立場になられて庁舎を解体してからは祈りの対象物は設置しない、これでは私整合性が取れないと思うんですね。町長が以前認めた、今は全く認めない。この辺は、どのようにお考えでしょうか。この2点、お尋ねします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） はっきりさせておきたいことがあります。議員お話しあったとおり、皆さんあの当時は大変混乱していた状況がありまして、許可とかという形にすればもう出来上がっている状況が実はありました。ですので、私が判断してあそこに許可と



ということについては、私自身はありませんので。やはり様々な思いの人たちが祈りの場  
というのを掲げながら、いろいろとあの場所にお地藏さんを置いたり様々なことをした  
ということは事実でありますけれども、それをオーソライズして町として方向性を出す、  
そういう中では被災地を思う人たちの思いがあそこに集まってきたのだと思いますので、  
私自身が判断をして許可をしたということではありませんので、それは御了承願いたい  
と思います。

まず、今回のことでは様々な考えがあって、あの地藏尊が置かれている状況も十分承  
知していますので、それにつきましては管理をしている方々とお話をしながら進めてい  
きたいと思います。幾ら私がここで、「鎮魂でもあの場所はない」「伝承の場」と言い  
ながらも、様々な人が思うことに対して止めることはできませんので、手を合わせよう  
という思いはあると思います。私自身も、やはり与えられた場所でありますので、何は  
なくても心の中では手を合わせながらということがありますから、あの地藏尊につきま  
しては管理する方々と十分に話をしながら、どうするかという部分については進めてま  
いりたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。当時設置の許可を出したのは、町長が当時のお立  
場であった総務課長時代に設置の許可は出していないというふうに理解いたしました。

ではお聞きしますが、このお地藏さんの設置に対して許可を与えたのは誰の権限で、  
またどのような法的根拠があってこれを設置できたのか。この法的根拠というのは、言  
うまでもなく憲法第20条にもうたわれている政教分離の問題です。この部分が曖昧なま  
ま、いわゆるグレーのまま現在に至っているのではないかと、私はそのように理解してい  
ます。この辺についての御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 何度も申しますが、あの当時はそういうことの中で様々なことが  
ありまして、皆さんの思いと行政とがそのことについて話し合っただけという部分がありま  
せんでした。様々な事情を含めて思いを、各支援者の方々が大槌に対する思いを持って  
こられたと思います。

言われたとおり政教分離のこととか、様々なことを思うことはやはり同じです。なが  
らも、多くの方々の思いを受け止める部分しかありませんでした。そういう中において  
は、今に至ってあそこに祈りの場ということで建物ができ、様々上がっていく中では危

惧する部分はいっぱいありましたけれども、そういう部分をきちんと整理する状況にはなかったと御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました、当時はいろいろ混乱した中でああいう状況にあったと。

ただ、10年たっているわけですよね。10年の間にいわゆる混沌とした中から抜け出してくる中で、その辺はどこかのタイミングではっきりさせなければならなかったのではないかなと思うわけです。それが、結果今のこの現状につながっているわけというふうには私は理解しております。

いいです。時間がないので次に進みますが、この震災伝承の在り方を官民連携で考えるというのは、政治的主導ではなくて民間への丸投げと私は認識しております。また、実際町民の方々からも、そのような声が聞こえてくるのもまた事実です。町として、予算であるとかあるいは規模感であるとか、そういった具体的な方策も示さないまま「ワーキンググループの中で決めてください」というのは、これはさすがに私無理があるのではないか、そのように感じております。

今、全世界において分断という言葉が事あるごとにクローズアップされるんですけども、解体そして保存で分断された町民の思いを修正する努力もせず、解体派と保存派の双方バランスよく配置もできないワーキンググループは、私はこれまさに分断の象徴というふうに感じますよ。この辺の御見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まず御質問は、ワーキンググループを進めていくに当たりまして、より具体的に何をつくるのかというようなことを明示して進めてはいかがかということかと思われましても、まずワーキンググループでの検討につきましては多くの方や団体が参画し、忌憚のない御意見を出し合い、事業化について検討する場としておりまして、様々な御意見を出していただきながら方向性を見出していく過程の下に、そういう枠にはめられた議論にならないように進めた上で、最終的には実現可能な方針を見出していくことといたしてございました。

そのようなことから、これまでのワーキンググループの過程では環境整備、いわゆる物・環境といったハード面につきまして具体的な検討を行う前に、それらのものが持つ

意味をきちんと定義づける作業といたしまして、「誰に伝えるのか」「何を伝えるのか」といった根本的な方向性の共有を図る段階でございました。このため、これまでの行程を経まして次回以降はこれまでの基本的事項の検討内容を基にして、議員おっしゃるような具体的なイメージもお示しし、それ軸とした議論を深めていただく予定としてございます。予算についても同様でございます。

また、分断の過程を経てということでございますが、おっしゃるとおりこれまで旧役場庁舎、そして旧民宿あかぶにつきましては住民の方々からの保存の御要望があったことや、住民説明会や町議会においても解体か保存かについて議論が交わされ、様々な経緯の上に解体され、現在に至っているものでございます。このため、このたびの大槌町震災伝承プラットフォームを構築するに当たりましては、そのような経緯からもワーキンググループへの参加は様々なお立場の方や団体から御意見をいただけるよう、特に制限等は設けてございません。

このことは、かつて保存か解体かで揺れた時期にあったそれぞれのお立場の方々にも御参加をいただき、伝承の場の環境整備が持つ伝承という大きな意味と目標に向けて一緒に御意見をいただける場でありたいということによるものでございます。今後も、ワーキンググループへの幅広い参加に向けて、呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 伝承の場というふうに、繰り返しておっしゃられた。当然伝承の必要性というのは、決してそれは否定されることではないというふうに強く思っております。

そこで、この②の看板についてのところなんですけれども、先日「福島第一原発を世界遺産登録に」という運動が始まったというニュースを目にしたんですけれども、地元の住民たちが事故の教訓を後世に伝えたいという思いから、廃炉にする際に原発の建屋の一部を残して、その周辺地域を含めて世界遺産にしたいという声を上げ始めたニュースでございました。いわゆるダークツーリズム、人類の悲しみの記憶をめぐる旅の概念とは少々かけ離れるんですけれども、後世に伝え残してかつ教訓を学ぶという姿勢がそこにはあると感じるんです。

したがって、ただ単に伝承に係る看板だけではなくて、どこまで伝承が可能であるのか、まして看板等は時間がたてば当然これは朽ち果てていくわけでございます。それに

町の体制が変われば、またその先は不透明であるというふうを感じる部分もあるんです。  
この看板についての御見解、お聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 看板でございますが、このたび御案内のとおりでございますけれども、看板の持つ役目といたしましてはやっぱりそこに何があったのか、その場所がかつて何だったのかということではある程度文字なりそこに込められた写真であるとかということでお伝えすべき内容というのは、必ず必要かと思われま。そういった意味で、看板というものがございませ。

一方で、ただいま各ワーキンググループでも検討されておりますけれども、何か伝えるものとして記念碑、あるいは伝えるものとしてのモニュメントという言葉が使われていませけれども、モニュメントそのものが持つ意味としては文字だけではなく、それこそ50年・100年先にそれを御覧いただくことで当時の津波の悲惨さ、あるいは教訓というものを感じ取っていただけるような何かをとということでモニュメントということで、今具体的にはまだ検討の途中ではございませけれどもそういった意味合いも込めて看板、そして御覧になった方に文字とか写真ではなく、そこに立って何かを御覧いただくことによつて感じていただけるもの、考えていただけるようなものも含めて今検討を進めさせていただいでいるところではございませ。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 看板だけで全てが伝わるのかといたら、私は決してそうではないというふうにおもうんでは。

ワーキンググループの中でお話をいろいろ伺っておりますと、やはり「モニュメントありき」あるいは「記念碑ありき」で話が進んでいるのかなという感じはいたませ。予算であるとかそういったことを鑑みると、もちろん場所的に建物は建てられない、いろいろな制約がある中で当然記念碑・モニュメントということになるんではけれども、そこに何を詰め込んで、どのくらいものを盛り込んで、震災の伝承であるとかあるいは防災教育に関わることを伝えられるのか、その辺をしっかりと考えた上で、もちろん今後ワーキンググループでいろいろ詰めていくんではしょうけれども、私はしっかりとそれを考える必要がある。だからこそ、町としての方策を私は示すべきというふうにおもうんでは。

限られた期間の中で決めていかなければいけないということをお考えれば、やはりある

程度次回で「たたき台を示す」とおっしゃっていますけれども、そのたたき台以前に町の方策はどうなんだというところを私はしっかりと提示していただきたい。これは、強く申し上げておきたいというふうに思います。

続きまして、③の子供の遊び場と震災伝承の相関性、この相関性という言葉で辞書で引いてみると、「2つのものが密接に関係を持っている」というふうにあります。御答弁の中では、「伝承の場」「楽しく遊べる場」「訪れやすい雰囲気のある場」とのことですが、私が聞きたいのはそのような「場」という空間、いわゆる物理的なお話ではなくて、震災伝承と子供の遊び場がどのような関係性を持つのかということを知っているわけです。

例えば、旧庁舎跡地は伝承の場であるとともに、防災教育の場でもあるわけですね。もし跡地が遊び場になるのであれば、子供が遊びの中で自然に防災学習をできる場にもなるわけです。そのようなことから子供の遊び場と震災伝承の結びつきについて、この辺をどのように考えるのか、町としてどのように考えていくのか。ワーキンググループの中でも、幾つもそういった御意見も出されました。町として、そこにどのような方向性を打ち出していくのか、御答弁願います。

○議長（小松則明君） 推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 議員の御意見同様に、その関連性・関係性ということにつきましては、ワーキンググループの中でも当初から遊び場という、具体的な言葉はともかくとして子供たち、あるいはそういった方が常に集い、遊べるような空間であってほしいという御意見も頂戴しております。

その意味といたしましては、伝承の場としての空間なり場所が整備されてもどなたもおいでにならないとか、せっかく伝えようとしたものを整備しても誰も行けないような、そういったことではよくない。やっぱり身近な町民はじめ多くの方々がおいでになりやすいような、そういった具体の例として遊び場ということであれば小さい子供さんが常に、あるいはその親御さん、あるいはその御家族の方ということでそこにおいでなると、併せて震災伝承の場としての空間に触れていただき訪れていただき、今議員おっしゃられたような形で触れ合いの中で伝承の場にある何かをずっとそうやって感じていただき、防災であるとか震災津波の伝承ということに触れ合っていたりしながら伝え続けていくという、そういういわば相関性といいますか、そういう意味合いが込められているというふうに解釈してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。9月の定例会の一般質問の際にも、私は子供の遊び場の必要性というものを訴えて、また今回この旧庁舎跡地の伝承の場に関わっているということで、今回この遊び場のことも取り上げてきました。

それで、それに関して一言私申し上げたいのは、あるSNSにおいて私が一般質問の中で子供の遊び場のことを取り上げたことに関して、いろいろな書き込みもあったことを目にしております。それで、こういったいろいろな問題がある中で、「子供の遊び場であるとか、郷土芸能がどうのとかと言っている議員先生がいる」という書き込みを見かけたわけなんですけれども、私思うのは我々議員がこの議場において一言一句言うことは無駄なことというのは全然ないんです。そのことを私はこの子供の遊び場に関して申し上げたいというふうに思います。

それで、この子供の遊び場が伝承の場、そして防災学習の場につながるということは、私はこれ明らかだと思うんです。それで、子育て世代の様々な方から御意見を頂戴するに至って、やはり「遊び場が欲しい」という声はもう切なる思いとして聞こえてくるわけでありまして。ぜひこの辺は町としても今後考えていただきたい、そのことを強くお願いしたいというふうに思います。

それで大きい2つ目、御社地天満宮についてでございます。

まず、御答弁の中に「都市公園内の施設及び占用物件」という表現があります。この大槌町都市公園条例を見ると、大槌町における都市公園法に該当する場所は城山公園というふうに条例にはあるんですね。この御社地公園を都市公園とする法的根拠をお示し願いたい。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 大槌町の条例の中の都市公園条例の中で城山公園は有料、いわゆるお金を取る公園としての条例の設置でございまして、都市公園法における告示行為と台帳の整備、そういう中においてはこの御社地公園は都市公園というふうに位置づけられてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

続きまして、昭和63年11月の指定時が基本というふうにありますけれども、諮問内容と答申内容にこの当局が言うところの基本というのはどのように書かれているんでしょ

うか。また、この諮問書と答申書というのは、これ後日で構わないんですが、これは開示可能なんでしょうか。

この2点、お伺いいたします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の質問にお答えします。

質問の最初のところちょっと忘れてしまったんですけども、後半の答申の処理については開示できるということでございます。

○1番（菊池忠彦君） 諮問の基本の部分はどのような内容なの、これ基本というのは。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

実際、御堂のほうの整備をする上で、文化財保護審議会のほうにお諮りしているんですけども、その分について再建するというのを含めての諮問だったんですけども、その時点で昭和63年当時の状態で再建するというふうな答申ということに基づいて、今回御堂のほうの整備をしているということでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 期待していた御答弁とは少しかけ離れている部分があるんですけども、いいです。後日この諮問書と答申書は開示していただきたいというふうに思っております。

御答弁の中で、御社地の歴史的事象を視野に入れながら、復元の在り方について文化財保護審議会に諮問し検討するとありますけれども、大槌町文化財保護審議会の規則のどこに該当しているんでしょうか。どこに該当して、そして何を諮問して検討するんでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） よろしいですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の質問にお答えします。

文化財保護審議会の規則の4条（5）の町指定の史跡名称天然記念物の指定及びその解除というところに該当しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この検討するというのは、まずそもそももう既に史跡に指定されているわけですね。文化財なわけですね。それを、今になってどの部分を諮問するんでしょうか。どの部分を諮問するんですか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えいたします。

史跡としての指定は昭和63年11月、議員おっしゃるとおり既に指定済みでございます。基本的には史跡の定義という考え方なんですけれども、遺跡のうち重要なものを地方公共団体が指定いたしました。その場合、史跡という場合は歴史的な理解の上で欠かせない、要は地面・エリアの部分、空間じゃなくて不動産、地面の部分エリアの部分で指定するという限定をして指定させていただいております。

史跡は、地面の保護が基本的な対象なんですけど、歴史的な建造物が残されている場合等についてはその建造物も指定の保護になるというような理解もあるようなんです。それで、私ども文化財の台帳のほうを確認いたしましたが、その昭和63年の指定の段階ではエリアは指定になっているんですけども指定物件の記載、もしくは例えば史跡の中でも大事なものは有形文化財の指定とかそういった形もあるんですけど、基本的にそういった形でどういった指定の物件になっているかという内容が、その台帳上は見えなかったという部分もございます。

ですので、基本的に地面に残されていたもの、上にあったものも含めどういった形で保存というか復元していくかという部分につきまして、もう一度改めて諮問して答申をいただきたいなというふうな意味での諮問でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

私以前生涯学習課長に伺ったときに、しきりにその昭和63年の写真が残されているので、それ以外の復元は許されないんだというふうに聞いておりました。ただ今次長の話聞いてみると、いわゆる指定は土地が指定されている。上物に関しては当時は指定されていなかったという、そういった認識でよろしいんですか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 文化財の台帳のほうを確認した際に、そういった記載がないというのを私も確認しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、私がこの質問の中でも申し上げているとおり、当然鳥居であったりあるいは狛犬であったり撫牛であったり、そういったものも指定の対象に入ってくるということになるわけですね。画像にある以外の構築物も当然これは設置可能というふうな、そういう私今取り方をしたんですけども、それは審議会の中で



そういったことを協議していくということになるのでしょうか、いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えします。

基本的には、議員おっしゃったとおりの内容になるのかなというふうに思っております。ただ一つ誤解与えたくないのは、あくまでも先ほどの都市公園というエリアと同一のエリアでございますので、都市公園のほうでは基本的に史跡というものでないと設置できませんよという大前提がございます。そういった中で、史跡としての位置づけができるのかどうかという部分も含めての検討だということで、御理解のほうをいただければと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。ぜひいい方向で検討していただきたい。

私これ伺った話だと、覚書書の中にはやはり昭和63年11月の指定時の形に復元というふうに書いてあるというふうに聞いたんですけれども、ただ覚書書はこれ都度変更というのが可能とも伺っております。ぜひ、その辺も加味しながら検討していただきたい。

それともう一つ、やはりこの天満宮奉賛会が1,700万円の要するに自費を投じて建築し、そしてそれを町に寄附したわけでございます。町民の思いに寄り添うということを考えると可能な限り、もちろんこの奉賛会のほうは撫牛であったりいろいろ構築物をもっと整備したいんだというふうな要望もあったはずなんでしょうけれども、これまで当局とすればそれを、言い方少し適当じゃないかもしれないけれども突っばねてきた部分もあるわけですよ。そこを可能な限り、どういうふうになればそれが可能になるかということを町民に寄り添うという思いでぜひ検討していただきたい、そのように思っておりますが、何かあれば。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） じゃあ、私のほうからお答えいたします。

今議員がおっしゃられたとおりに、御社地というところは町民にすごく親しまれてきた場所であると、そういうことが一つあります。また、御社地の歴史的な事象ということもあります。そういうことを加味しながら、復元ということについては今後審議会とずっと詰めてまいり、そしてまた町民に親しまれる場所として進めてまいりたいと、そう今後考えて検討してまいります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして大きい3つ目、高齢者の見守りについてでございます。

まず①のところなんですけれども、コロナ禍でいわゆる行動制限が生じて、高齢者に悪影響が及んでいるとの指摘が話題になる昨今でございますけれども、特に運動量の減少は筋力の衰えに加え、脳の機能低下も招いているというふうにされております。御答弁の中では「交流機会を増やす」、そして「活動支援をする」というふうにありましたけれども、高齢者の衰えを防止するための私はさらに踏み込んだ施策が必要というふうに考えております。この辺の御見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現時点におきましても、介護予防の対策というのがすごく重要視されており、高齢化になられる前の段階からの介護予防対策というのが必要というふうなところが言われております。

また、現時点で高齢の方に関します健康づくりというのは、議員の御意見ありますとおり今以上に深めていく必要があるかなというふうに思っております。その対策の1つとしては、コロナ禍の前の段階では外部からの団体の支援であります「数独」の活性化をする取組、認知症の予防対策というところもありますが、今回これから考えている部分といたしましては保険会社さんのほうから「コグニサイズ」という認知と運動を組み合わせたエクササイズの資料等をいただいておりますので、こういったものを各地区のほうに無償で提供させていただいて、地域活動の中の取組の一環に寄与していただければなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。しっかりとした対策を、よろしく願い申し上げます。

それで②のところなんですけれども、高齢者と地域コミュニティーの関係が希薄になるということは、高齢者の孤立を招きかねない事象であります。災害公営住宅から外に出ないという高齢者も多いというふうに聞いておりますが、例えば郵便配達や宅配業者、水道などの検針であるとか外部からの接触は少なからず行われているわけでございます。こうした人的インフラを有効活用している自治体も少なからずあるわけでございますけれども、それらの実質的な効果の検証から学ぶことは大変多いと思うんです。取り入れ

られることは積極的に運用すべきというふうに考えておりますけれども、この辺についていかがでしょうか。

また、あわせて大槌町高齢者等見守りネットワーク事業「おおつち愛あいネット」、これに登録民間事業者が55団体たしかあったというふうに認識しておりますけれども、この登録民間事業者の現在までの活動実績というのを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

地域の見守りの取組として、やはり行政のみならず地域、あるいは団体の方の協力が必要不可欠であることは、今の議員のお話にありましたとおりでございます。そしてまた地域見守りネットワーク、通称「愛あいネット」に関しましても、昨日明治安田生命様と協定を取り交わしていたところでございます。

これまでの「愛あいネット」による実績に関しては、総数は手持ちにはございませんが、直近の事案といたしましては数日間郵便物がたまっているという情報をいただきまして、ちょっと現場のほう行きましたところ残念ながら亡くなられていたケースがあったというふうなところもございますし、また普段見かけている方の身なり等がいつもと様子がおかしいというふうな情報もいただいて、保健師等が現場に行って支援のほうにつなげたというふうなケースも実態としてはございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 見守りのこのネットワーク事業というのは成果が出ていると、そのように認識しております。今後もさらにこういった高齢者の見守りに関して、町としても力を入れていただきたいというふうに思っております。

それで3つ目のところなんですけれども、避難行動におけるということに関連づいて私気がついたことを、少し防災対策課長とお話したいんですけれどもね。私も、この間避難訓練に参加したわけでございます。例えば住まいが高台にあって、私沢山地区夏本なので避難場所は大槌学園になるんですね。そうすると避難するというふうになると、一旦高台から平地に下りて、また高台に上がっていくという、これはリアリティーという部分考えたときに果たしてこれは本当の意味での避難訓練になるんだろうかという疑念を少々感じた部分もございます。

避難するというふうになると、当然乗用車・車を使って避難される方々もいらっしゃるわけですね。まさにリアルな避難訓練をするのであれば、そういった車を使って訓

練するとか、あるいは一旦避難場所に避難してその後避難所に移動する、そういう訓練もあっていいのではないかなと思うんですね、これについての認識。

それともう1点が、源水地区の方から伺ったんですけれども、源水地区の避難場所は三陸自動車道の高架の上だというふうに伺っております。それでその階段部分、高架の上に通じる階段部分に集合したんですけども、鍵がかかっているところから先は行けない。当然ですよ、高速道路でありますので。ただ、それも本当の意味でリアリティーのある避難訓練になるんだろうかと、そのように少々感じた部分もございます。その辺についての御見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） 防災対策課としましては、今回の避難訓練が全てのストーリーだとは思っておりません。議員が御指摘のとおり車両による避難とか、そうしますと避難先での車両の許容台数ですとかその間における車の誘導、こういったことについてはまだまだ改善の余地があると思っております。今後の活動の中におきまして、避難方法あるいは避難経路につきましても、具体的に検証を進めていきたいというふうに思っております。

また、2番目に御指摘のありました源水地区の避難地域・避難場所の階段の施錠につきましても、避難場所の施錠だけではなく各避難場所の地区倉庫を含めて、鍵の管理についても今再考しようと思っておりますので、後日改めてまたこれについては状況について御報告させていただきたいと思っております。いずれ御指摘の件は、課題として認識しております。

以上です。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今後、しっかりと対応をお願いしたいと思います。高齢者の方々も避難するということを考えると、やはりリアリティーを持った避難訓練というのは、日頃必要になってくるのかなというふうに思っております。しっかりと対応をお願いしたいと思います。

それでは、時間がまいりました。途中激昂した部分もありましたが、その部分に関しては率直におわび申し上げます。時間が来ました。以上で終わります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 3 分

○

再 開

午前 1 1 時 1 5 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党永伸会の阿部俊作です。ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

今日は、日米開戦から80年の日だそうです。人類は、幾多の争いや災害に遭ってきました。そうした中から、様々な技術や文化を育ててきました。そして、先人が心を込めて今日に残したものが文化財なのです。大槌の文化財についてお尋ねします。

また、震災津波後の漁業は、環境変化などもあり大変な状況と推察しております。町の基幹産業と位置づけられている漁業について、皆さんとともに考えていきたいと思えます。この2点についてお尋ねいたします。

まず、文化財について。

おおつち広報11月号に文化財専門員募集のお知らせがありました。私は大変喜ばしいことと思っていました。また、御社地に天満宮社が町民有志の皆さんの力で再建され、教育委員会に寄贈されました。これも、うれしいことです。指摘したいことは多々ありますが、過ぎたことは過ぎたこととして、これからの町の未来を皆さんとともに考えていきたいと思えます。

1つ目にお尋ねします。文化財専門員についてお尋ねします。どのようなお仕事をなさるのかと、何人募集の予定かを教えてください。

また次には、文化財の活用について何か考えがあるのか、教えてください。

3つ目に、町内にある津波被害を受けた石碑は、なるべく早く元あった場所に戻すべきと思いますが、どのようにしようとしているのかお尋ねします。また、「天満宮遺訓の碑」というものは復元に値するものと思いますが、見解を伺います。以前同じ質問をした際は、政教分離を理由にできないという回答でした。当局は政教分離をどのように捉えているのかを、併せて伺います。

次に、漁業振興についてお尋ねいたします。

震災津波後からサケの不漁が続き、サンマやスルメイカも大槌町では漁をする船がいなくなり、市場の経営や活気が少なくなってきたことを心配しています。漁協でも廻来

船誘致などに動いているようですが、まだ成果は上がっていません。

磯焼け対策でウニを捕獲して養殖試験を行っていましたが、事業化のめどにはまだ時間を要するのではないのでしょうか。そこで、次の3点を伺います。

ウニ養殖の今後とサケのふ化・稚魚の育成などの当局の見解を伺います。

2つ目に、駅裏の空き地にギンザケの養殖施設建設の話もありますが、大量に水を上げることには不安を覚えます。このエリアでどのような事業を考えているのか伺います。

3つ目に、海上養殖のギンザケ・トラウトサーモンについて、今後の展望と町内での波及効果、併せて今後の課題等について伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

文化財については、教育長が答弁いたします。

次に、ウニの蓄養とサケのふ化・稚魚の育成についてお答えをいたします。

ウニの蓄養については、現在岩手県の「黄金のウニ」収益力向上推進事業を活用し、新大槌漁協青年部が「おおつち地場産業活性化センター」赤浜実証棟において実証事業に取り組んでおり、これを岩手県沿岸広域振興局水産部と当町が支援しております。現時点で蓄養技術の確立に至っておりませんが、今後は本事業において得られた知見・知識を広く漁業者に普及し、新たな収入源としていくことが重要であると認識しております。

サケのふ化・稚魚の育成については、秋サケの養殖事業については漁獲量の減少が漁協収入に直結することから、北海道や他県からの発眼卵移入も視野に入れ、放流事業の継続を支援することで秋サケの回帰率向上を図り、水産加工業者の原材料確保に努めてまいります。

次に、駅裏地区の活用検討の状況についてお答えいたします。

現在、復興庁の土地活用ハンズオン支援事業により、駅裏の跡地の利活用について調査検討しております。土地活用ハンズオン支援事業では、関係者間のヒアリングなどを通じて課題や事業の進め方などの事業可能性を検討している段階であり、「岩手大槌サーモン」の稚魚生産施設以外も検討するなど多角的に進めており、現段階において駅裏の活用方針を決定しておりません。駅裏の跡地活用の方針などがまとまりましたなら、議会の皆様にも御報告、協議してまいります。

次に、「岩手大槌サーモン」の今後の展望と町内での波及効果と今後の課題についてお答えいたします。

令和元年度から始まった「岩手大槌サーモン」の生産は、今年度2期目の水揚げでは計画数量を大幅に上回る約160%の水揚げとなり、先月から第3期目の海面養殖が開始され、令和4年度初夏の水揚げにも非常に期待しているところであります。秋サケの不漁が続く中、本年10月1日岩手県から区画漁業権が交付され、試験養殖から事業化へと進むものと期待しております。

去る11月16日私が日本水産本社を訪問し、浜田社長と面談をして町の生産拡大に対する支援の表明と、事業化及び町内でのさらなる事業展開などを要望してまいりました。また、本年6月30日「第1回岩手大槌サーモン祭り」の開催がされるなど、新たなイベントが誕生し、町内外にも新たな特産品として「岩手大槌サーモン」が広く周知されたことは、町民の皆様も今後の生産拡大に大きく期待していると感じております。

今年度、2期目の「岩手大槌サーモン」による町内への波及効果を町として推計したところ、約1億3,000万円と見込んでおります。内訳としては、漁協への販売手数料、町内での水産加工業者の販売利益、町民の雇用などが挙げられ、生産量が増加することにより町内への波及効果は大きくなると見込んでおります。

今後の課題につきましては、稚魚生産・海面養殖・加工販売にわたる町内一貫生産体制の構築であり、町内事業者及び関係者の皆様と生産拡大に向けた意思統一を図ってまいります。そして、町内一丸となって取り組むため11月25日「岩手大槌サーモン推進協議会」を設立し、大槌町の新たな特産品創出と復興から次のステージへ向かうため、「岩手大槌サーモン」の生産拡大に力強く取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 阿部俊作議員の御質問にお答えします。

初めに、文化財専門員についてお答えします。

中世の城館を代表する県指定史跡の大槌城址の、南部藩の財政を支えた江戸時代の豪商前川善兵衛に関する町指定有形文化財の前川家文書などに代表される大槌の貴重な歴史文化をさらに掘り起こし、文化財の在り方の研究をより一層深め、しっかりと後世に伝えていくために文化財専門員を1名募集したところであります。

主な業務の内容につきましては、町内の文化財の調査・保護・管理・具体的な活用の検討のほか、住宅建築や各種土木工事の際に必ず行われる埋蔵文化財包蔵地の事前照会

への回答や工事立会い等の指示、必要に応じて発掘調査など行うなど、文化財に係る事務全般を担当してもらう予定としております。

次に、文化財の活用についてお答えします。

教育委員会では、町指定文化財である前川家文書の展示公開やミニ埋文展など、昨年度まで毎年のように文化財展を開催しており、基本的にはこの展示会を通して町民の皆さんに大槌の貴重な文化財を知っていただくための機会と捉えており、今後も継続して実施してまいります。また、町内各地にある町指定文化財を中心とした案内マップや説明板等の設置に向けて、計画的に取り組んでまいります。

今後も、町民の皆さんが文化財に接する機会をつくるとともに、大槌町らしい文化財に関する活用の方策について調査研究してまいります。

次に、石碑についてお答えします。

初めに、須賀町地区に仮置きしている御社地の石碑については、今年度内におきまして文化財保護審議会委員からの御意見も頂戴しながら、御社地公園内への移設を予定しております。また、安渡地区に仮置きされている石碑については、所有者が判明しているもの・判明していないものがあることから、改めて地区の関係者や関係課と連携し、地区内に設置するなどの取扱いについて協議を進めてまいります。そして天満宮遺訓の碑につきましては、昭和63年の史跡指定当時に存在していたものであり、御社地の構成等をなす構造物の1つであることから、改めてそのものの重要性を確認しつつ復元に向けて努めてまいります。

なお、政教分離の解釈ですが、国や地方公共団体が宗教的に中立であることを要求する憲法上の原則であると捉えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、文化財からお尋ねいたします。昨日・今日と、私がお尋ねしようとするような項目は、結構御答弁いただきました。同じ内容になるかもしれませんが、私なりの言葉でお尋ねいたします。

それで、教育委員会の皆さんに対しては大変失礼とは思いますが、文化財保護法はよく御存じだと思います。それで、この文化財保護法は2018年（平成30年）に改正されましたが、このことは御存じですか、いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員にお答えします。存じております。



○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、改正されたことによって文化財の在り方、活用というのが今度明確になされました。そこでこの文化財専門員の募集は、こういう法令の改正を受けてなされたのかなという思いですが、その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

今回の文化財専門員の募集の関係でございますが、実際に令和3年の3月まで埋蔵文化財とかそういった専門の方がいて、退職して現在その席に専門の方がいらっしゃらないということで、今回募集するということになりました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それで、文化財に関しては前からずっとお尋ねしたり、言ってきました。町内には、様々いろいろな文化財がありますので、それを掘り起こしそして活用するというので、何度かお尋ねしました。また、今回の改正の中にもありますように、町の歴史はまちづくりの原点とも言えるという、そういう項目もあります。

そこで、お尋ねいたします。震災津波後、文化財保護だけでなく被害調査がままならず、岩手歴史民俗ネットワークなどの文化財関係者の献身的な貢献によるところが大変大きかったと聞き及んでおります。文化財保護法の第3条に、「政府及び地方公共団体は文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように周到の注意をもってこの法律の主旨の徹底に努めなければならない」とあります。そういうことで、文化財保護の専門員を募集したのかなということかと思っておりましてけれども、前の方とかそういう流れで募集したようだけれども。

まず、この文化財専門員は専門員ということだけあって、歴史文化の掘り起こしなど専門的な知識・見識があると思いますが、そのような方を採用なさったと理解してよろしいですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

今回の埋蔵文化財の専門員なんですけれども、生涯学習課としましては実際に土の中の埋蔵文化財と、土の上とかそういう一般の文化財、こちらのほうの両方ができる方を今回募集したというふう考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 歴史資料、当然前川善兵衛の古文書ということがあります。今の私たちの力では、なかなか古文書を読めません。そういう古文書を読むというのもとても大事なことでありますし、当町にはそういうものがいっぱいありますけれども、この辺の古文書とかそういう文化財についてはどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

町には実際に、教育委員会でもって指定したものとか、そのほかに個人の方、あるいはそういった方がいろいろな文化財を持っているというふうに思っています。先ほどお話ししましたとおり、今回の文化財の専門員の方の募集なんですけれども、実際に大学とかいろいろなところで、歴史学とかいろいろなものを学んできているということだと思います。それで、文化財の管理・掘り起こしとかというのをさせていただくということなんですけれども、古文書とかいろいろな埋蔵文化財とは直接関わりないと思うんですけれども、自分専門以外の分につきましては、一般文化財ですね、そういった分については当該職員のネットワーク・つながりとか、そういったものを活用して情報収集とか活用とかというふうに生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 当町の貴重な資料、いろいろなことが歴史的な流れとかそれが分かるわけなんですよね。当町でそれをきちんと理解し、保存するという方向でなければならぬと思います。いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

実際にどこにどういったものがあるのかというところのまず調査・確認と、あとその分について歴史的価値は当然あると思うんですけれども、そちらの分について適正な保存とかそういった部分について進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そうですね。保存とかいろいろ、そういうことを今おっしゃっていただいて、当町にはいろいろなものが出てくる可能性があるし、今までもありました。そういうことは、結構皆さん御存じだと思いますけれども、いまだ当町では歴史資料館についてはほとんど見向きもされないような、予算編成も積立もなされていないような

状況なんですけれども出てきた資料、そういうものは今後どのようになさいますか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

これからそういうものの調査とかいろいろなを進めていくということになるんですけれども、実際に文化財とか文化的な価値があるものについて調査・整理、そういったことが先決ではないかなというふうに一応考えております。また、文化財の時代ごととかあとは種類とかいろいろな数・数量ですね、こちらのほうも調査結果を踏まえながら、郷土館とかあるいは収蔵する場所・保管場所とか、こちらのほうの確保について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 釜石で資料館を建設するに当たり、そういう構想が出たときに、大槌町からもかなりのものが釜石のほうに寄贈されております。昔の伝統的な技術、農業をつくる桶屋の道具とかそういうものも行っていました。そういうものがほとんど流れて、こういう資料館をつくる、あるいはそういうことをやることによって町民の中からいろいろなものが提供されてくるんですよ。ところが、実際寄附したり教育委員会にもいろいろ様々あるのも私も知っています。火縄銃から日本刀から、様々代官所時代の高札・札、そういうものもありましたけれども、そういうものはどうなったのか。震災もありましたのでそこは特には言いませんけれども、まだまだ保管されていると思います。

そういうことで、説明板とかそういうものを立てるといふこともありますが、まずどういうものがあるか、それを調査という話はいいいんですけれども、その先もしっかり見てほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

保存とか管理とか、そういったものは当然生涯学習課でやっていくものなんですけれども、実際にその先となりますとやはり適正なところに保管するということになると思うんですね。先ほどの回答と重複するんですけれども、やっぱり収蔵庫とか適正な保管場所とかそういったもので保管するということと、あと実際に企画展とかいろいろなものを計画しまして光を当てていくというふうな作業は、並行して続けていかなきゃならないかなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 教育長も、足してお答えください。教育長。

○教育長（沼田義孝君） 阿部議員について回答いたします。

大槌町教育委員会としても、今のところいろいろな歴史的資料というものを集めているところでございます。議員も御承知のとおり、大槌町にはたくさんの古文書等々があります。それについて、やはり先ほども出ましたとおりに文化財であるもの、それで個人所有のものとか、それなどもたくさんあります。そのものについては収蔵庫等も考えながら、やはり既存の建物等を利用しながら町民にいかに広く歴史的なものを示していくかということをつまみながら進めてまいるということを考えております。

やはり、そこには今後どんな形で進めていくかということも、スケジュール等も考えていきたいなど、そんなことを思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ありがとうございます。

現在、私も元文化財の審議会委員をやっておりましたので、そういういろいろなこと、文化財指定とかにも携わってきました。それから、大事なものとして当町で保管できないものは県立博物館等にお預けしておまして、当町でそういうものができたらまた当町の博物館あるいは資料館で展示したいという旨で預けております。

それで、文化財というものはただ見ただけでは「何なんだ、こりゃ」ということです。私あるときに、知人に「私の宝物を見せるから」って言われて「おお、どんなもの」と思ったら、なんと瀬戸物のかけらをいっぱい箱に入れて「何これ、ごみじゃん」と思ったんですけども、それを取って「これはこういう時代に、こういうふうにつくられたものですよ」「これは、こっちのほうがかようなふうにつくられて、どういふふうな流れでここに来たか」、それを聞いたら「ああ、なるほどな」「これが本当の文化だな」と思いました。

そういうことで、文化財展なんかも毎年のようにということで行われてきたようですが、私はちょっと毎年というか何度かは見ておりますけれども、私が審議会委員になった年から10回は文化財展を開いてきました。その後、現在何回目ぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

回数まではちょっと把握してございませんです。すみませんです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 文化財展を開きましたというときに、やっぱりできれば町民皆さんにちゃんといろいろな形で広報してそして来ていただく、そして説明をする。でなければ、文化財の価値・意味がなかなか伝わらないのではないかなと思います。今後そういう活動とかそういうのをしていただけますでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） お答えいたします。

先ほども話しましたように、歴史というものをいかに町民に伝え、子供たちに伝え、それを維持していくかということはずごい大事なところかなと、そんなことを思っておりますので、やはり展示会となれば先ほど議員が話したとおり何がどこからどのようにということの詳細に加えながら、そして町民あるいは県内外の方々にも広く広報等、あるいはホームページ等でも広くお示しし、そして集まっていただく、そして大槌の歴史というものをもう一度町内外の方々に認識してもらい、そういうことがすごく大事なことだと思っておりますので、今後も展示会等は進めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 先ほどの文化財保護法改正の主旨を、ちょっと読ませていただきます。「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」というのがございます。これは、文化財保護法改正の内容でありますけれども、主旨が「過疎化、少子高齢化などを背景に文化財の滅失や散乱等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」というのが、今度新しいものです。ただ保存すれば文化財ではないので、この活用ということが言われております。このことを念頭に、計画を作成することができるという、そういう条文もございます。

それで、先ほど御答弁いただいた中に「町指定文化財を中心に説明板を設置する」と答弁いただきましたけれども、これは町指定だけではないんですよね、今度の改正では。指定されていないもの・未指定を含めた文化財を含めて町の歴史として保存、生かし、伝えていくということがうたわれております。いかがですか。

そういう面で、まだまだ例えば挾田館、前に言いましたがただの標柱だけなんですよ。あれは指定されていないからではないですよ。あそこも重要な町の歴史の館跡な

ので、ちゃんとした説明板も欲しいところなのですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

確かに、教育長の答弁の中では「町指定の文化財中心に」というふうに答弁しているんですけども、実際にこれから外にあるそういう史跡の関係もそうですけれども、例えば文化財になることになれば当然中心として整備していくんですけども、この未指定の分につきましてもやはりどれぐらいの歴史的な重要性があるのかとか、あるいはそういうものを全ての史跡というふうにはいきませんが、こちらの分について未指定の部分で整備できるものについて検討していきたいなというふうに思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 概要という文化財の中身がありますけれども、地域における文化財の総合的な保存活用ということでいろいろ計画を立てて、それで文化財保存、それから活用に努めるというような条文もございますけれども、まちづくりにこういうの活用ということが大事だとたわわておりますが、その辺について御感想はいかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

実際に文化財を活用してまちづくりにつなげるということの主旨であると思うんですが、例えばそういう人が集まるとか、例えばまちづくりに直接結びつかないものもあるというふうに考えております。なので指定したのもそうなんですけれども、実際にまちづくりに人が集まるとかそういうふうないろいろの部分に関連するものにつきましては、そういった活用の仕方をどんどん進めていかなければならないと思いますし、あとそういう人が集まらないそういったもの等もあると思うんですけども、そちらの分についても調べて、調査していきたいなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町の活性化、町の歴史に対することを町民の皆さんがよく分かれば、その町に対する思いは全然違ってきます。私はいろいろな観光地なんかを見て本当に生き生きとしている、そういうのはうらやましいなと思ったので、「この町は何でこういう町になったのか」それを町民皆さんが共有できればなという思いです。ずっと何回も、この歴史のことだけ言ってきました。

それから石碑のことなんですけれども、所有者という話なんですけれども、実際石碑

を地域の中で立てる場合は、いろいろな人たちが集まって未来にこういう思いを伝えようとしてきたわけなんです。ですから所有者を特定するというのは、まずほとんどないです。別当と言われて管理するところがありますけれども、ほとんどはその地域地域で石碑を立ててきた経緯がありますので、これはやっぱり津波で流されましたけれども、元あった場所に早く戻したほうが賢明だと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

実際に須賀町地区と、あと安渡地区惣川のほうなんですけれども、そちらのほうの仮置きされている石碑のほうについてこちらのほうで一応今確認とかもしております。安渡地区の部分につきましては、やはり地域の方が設置したというところまでは突き止めておまして、あとはそれを管理するという方がいらっしゃいますので、その方と今後継続して適切な場所に移設できるように協議を進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひします。

それから、天満宮遺訓の碑を復元するという御答弁をいただきました。大変ありがたく思います。それで、その中で昭和63年から文化財指定されたので、そこにあったから復元するということなんですけれども、あそこの御社地を文化財指定するときには、あそこの池を全部壊して駐車場にするという、そういう動きがあったんですよ。それでは、この町の歴史にとって重要な史跡がなくなるということで、文化財指定したわけです。そして一体として全部一律に、これはこの町の歴史を伝える重要なものとして指定したわけです。

教育長は「歴史的背景も見ながら」ということで、大変「そうですね」と思いました。ですが答弁というかいろいろだと、昭和63年からあそこが文化財だと。違うでしょう、あそこ造ったのはずっと江戸時代からなんですよ。文化財は、その江戸時代からの流れがあるからこそ文化財なんではないですか。ですから、こういう答弁はちょっと今後は出さないでほしいんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） お答えいたします。

昭和63年という部分にこだわるということは、実際町指定文化財として指定した時点

そのものを、もう一度復元するという考えでございます。だから、御社地そのものというのやはり教育委員会とすれば昭和63年の指定文化財の元に戻しながら、でもその前のことも考えながら、先ほどもお話しいたしましたけれどもやはり前というのは史跡指定ということの前、そのことについても保護審議会にいろいろ諮問しながら検討してまいりたいというところでございますが。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 現状あのような状態になってから、どうこうするというわけではありませんけれどもその意義はしっかり分かりながら、いろいろな時代を今後経ていくわけです。そして、人も変わるわけです。そういうことの中で、私たちが何を伝えていくか。私たちが今造ったものじゃなく、そういうずっと前からあるものがこういう町を築いてきたんだよということを伝えるのが大事なんじゃないですかということなんです。

ですから、昭和63年に指定したから、それが文化財ではないはずですよ。そういうことであそこを今度津波後に、いろいろかさ上げとか様々いうときに私は言いました。ここはこういう場所で、池があつて島があつて、その島にはちゃんとほこらもあり、それから味酒大明神という石碑とか、そういうものもありました。そのいわれもいっぱいあります。そして、池そのものの形は心ということを九州の太宰府ではそういう心なんですけれども、それを模して大槌町でもそういう池を造ったんだよと、そのそばにいたおじいさんが言っていました。それが本当の復元だということいろいろ申し上げてきたんですけれども。

昭和63年には池もなかったんです、本当は計画では。ですがいろいろ言って、前と違う形のただ丸みみたいな池になってしまったという経過をたどっています。原点は違うということをしっかり覚えながら、その原点を伝えていくことの大事さを考えていただきたいなと思います。

それで、天満宮等復元ということになりましたけれども、実際私が言っているような天満宮の復元、昭和63年、最低でもそのぐらいのものになればと思うんですけれども、全然違う形になっていますよね。違いますか。

○議長（小松則明君） 時間かかりますか。

俊作議員。それ前の形分かっている人がいるかいなか、あなたぐらいでしょう。（「分かりました」の声あり）

じゃあ、別な質問でお願いします。阿部俊作君。



○8番（阿部俊作君） 分かりました。そういうものですね。こういうことで、高齢化とか少子化とかで伝える人がいなくなるし、町としてしっかりしてほしい。そして、あそこの御社地は菊池清郎さんという方がいまして、所有者がいて、町に寄附した経緯をお話ししました。これは貴重なもので、そして自分ところの子孫は、将来どういう浮き沈みがあってどういうふうになるか分からないから公的機関、町でやったらばちゃんと保存してくれるだろうということで寄附したものであります。それを受けたんですけれども、第二次世界大戦とかいろいろあって、様々な変革を遂げてきております。

そういうことでありますけれども、知っていると言っても昭和63年の写真はありますし、そこには鳥居もありますしほこらもありますよ。それも含めて復元すべきということで申し上げたんですけれども、政教分離で仏教の経文を書いた石は手がつけれないとかそんなことを言っていましたけれども、こういう日本の文化を考えるときに宗教を離しては考えられない。文化芸術は、日本の場合はそれをきちんと伝えていくもの、これは文科省とか文化財関係の方がちゃんと出しています。

それから政教分離に関しては、最高裁の判例もきちんと出ています。つまり、宗教を利用しようとするかしないか、つまり歴史的文化として見るか、あるいはその施設を利用して政治利用するか、ここの違いですよという判例が出ている。ですから、町の歴史をじっくり見て、ここに住んできた人たちの思いを酌むのであれば、鳥居もお堂も全然公的機関で復元して問題ないんですよ。いろいろな災害で、熊本それから新潟地震とかあったんですけれども、ほかではきちんと復元に公費を使っている。そのことをずっと言ってきたんです。これはやっぱり考えを改めて、しっかり町の歴史と向き合ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部議員の質問にお答えします。

昭和63年の11月から文化財に指定しておりますけれども、実際に元々は江戸時代の1764年ですから250年以上前からこちらのほうに、整地造成というところからスタートしているという歴史がございます。今回鳥居もお堂も大丈夫ではないかというふうなお話をいただきましたけれども、実際に教育委員会としては歴史的なものの保存とか継承とか、そういったものをまずメインにしています。

今回、いろいろ奉賛会さんとも議論したところあるんですけれども、実際に都市公園というところの縛り、ただ町有地とか民間・個人の方の土地ではないというところ等ご

ざいまして、昭和63年の指定の時点で御堂のほうの設置についての諮問とか答申ありましたし、また先ほども菊池委員のほうの質問にお答えしましたけれども、実際に昭和63年よりも以前にあったものについても審議会のほうにお諮りするところまで進めています。今回は都市公園というところで、いろいろなお時間とか、いろいろな部分があったということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 文化財に指定したときは、都市公園ではなかったんです。町の指定文化財になって、です。ですから都市公園だからじゃないでしょう、文化財をどのように扱うかという部分がなかったんですよ、違いますか。審議会にきちっと諮るということも、ただ文化財指定を外すような審議会だけでした、私が記憶しているのは。ですから、それではうまくないなと思ったんです。

今後は、ちゃんとした歴史に向き合うというそういう姿勢が見られますので、しっかり頑張っていたきたいし、それからいろいろな町にある資料、古文書、それから絵画、それから刀剣、それから火縄銃、それから漁具・農具、それから金山・鉄山、いっぱいあります。これは、たった1人の専門員だけではちょっと無理でしょう。その辺も考えながら地域の中に、今度の文化財の改正の中にはそういういろいろな人たち、団体、興味を持つ人たちを指定してそういう発掘調査も可能という、そういう条項もあるように私はチラッとしか見ていませんけれども、あります。これを皆さんしっかり見て、この改正になった文化財保護法をもう一度しっかり見ながら、町の将来を皆さん考えていただきたいと思います。

それで時間もあれですので、漁業振興についてお尋ねいたします。

近年大変な状況であって、私も漁協の組合長さんとかのお話を聞きました。そういうことで、どうしたらいいかということで、ただ海面養殖とかそういう状況の中で、これはただ単に増やすだけでは大変なんです。当然生物を扱っているわけですから、それから排泄物とか出ます。そういうことによって、成長が遅かったり小さかったり。これは石巻でしたっけ、この間テレビでやっていましたけれども、もう自分でできる範囲でということでカキ養殖を始めたんですけれども、そうしたらはすごい大きな実になって「これは」ということで、今まではいっぱい取ろうとしていっぱいカキ棚をつくったんだけど、それを制限して品質のいいものを作る、そういう方向になって今立派な特産のカキを作っているというそういう報道がありました。

そういうことで、養殖そのものについてもっと科学的見地を持ちながら、数とかそういうものを練っていくべきだと思います。その辺、御検討はいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 阿部俊作議員のおっしゃるとおりでございまして、ただ単に取る漁業からこれから栽培する、育てる漁業に転換が必要であると考えてございます。

答弁の中にもございますが、岩手県沿岸広域振興局の水産部であったり、釜石にある水産技術センターであったり、岩大の水産研究部が釜石にもございますので、そういった各機関と連携しながら漁業者の漁業振興と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 磯焼け対策としてウニの蓄養という話が出てきましたけれども、研究機関とそれから町の考えがちょっと違っているんじゃないかなと、私がいろいろ聞いたところでは感じました。

それで、確かに昨日の話で3,000個が300個になったとかという、そういうウニがなりましたけれども、その話を聞いたときに指導を受けてウニ養殖をやりましたけれども、その指導が「こうやってみろ」「ああやってみろ」という段階で、そのとおoryやったらば死んでしまったという話も聞きました。当然失敗はいいんです、今研究段階ですから。何をすれば失敗するかというのが分かってくると思います。

そういうことで私は、農業なんかもそうなんですけれども生物、植物も動物も酸素がないと成長しないんです。米なんかは、芽を出すためには酸素が必要なんです。ですから、長い間水につけないで、それを私は金魚に酸素を送るのを使ったりして芽出しをしますけれども、そういう中でウニは3日間水そのままやったような話が出ています。

それから、町内には酸素を送るという機械を販売している会社もあったので、その話も聞きましたけれども、最初は「マイクロバブル」ということで空気を細かくして水にやる。そして、今はそれよりもさらに小さく「ナノバブル」という装置が出てきて、そして水に入った空気が出てこないで水に含まれるという、そういう状況で養殖してすごい大きな魚とか早い成長とか、様々なそういう技術が確保されております。

いろいろ、今科学技術が進歩しているわけですので、そういう情報をいっぱい集めながら研究開発をしてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） おっしゃるとおりでございます。桃畑地区の養魚場には酸素溶解器と申しまして水中に酸素を溶け込ませる装置を昨年整備いたしまして、稚魚の残存率が飛躍的に向上してございます。これはもう実証済みでございます。ただ今回のウニの残存率の低下につきましては、初めてといいますかたくさん大量に死亡したというか圧死した原因につきましては、多々あると思います。それは、例えば10メートルとか20メートルのところからウニを採取してきますので、その間に傷ついたりそれから水圧の問題があったり、そういった問題をつぶさに検証しながら来年度は今回の失敗を生かした形で実証実験に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 実験の段階ではいろいろなことがあるし、いろいろ試してみることも必要だと思います。

それでウニの養殖というか、そういう磯焼け対策でウニをやっている中に、また農業の残菜を利用した養殖という、そういうこともありました。ただ、ウニの事業化に向けて進んでいるところは、もう全然違います。もう既に、ウニは「こういうものを食べたらかようなふうになる」「こういう味が出る」というのが全部出て、報道になったりもしていますけれども。そういう面で、これからという部分ではなかなか追いつくこともできないし大変だなと、それは思います。

ですから、いろいろな情報を得ながらこの町でできること、これをもうちょっと考えてほしいんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 当町でも、今実験しているウニの蓄養に関しましてはキャベツの端材をいただきまして、そちらを与えている状況でございます。こちらはSDGsの観点と申しますか、廃棄されるものを有効活用するというような形を取ってございます。ただ、昨年ちょっと1回そういった実験をしてございますが、どうしても味覚的な問題等もございまして、海草を食べているものと野菜食べているもので若干やっぱり色味であったり味がちょっと違ったりと、違うというかちょっと差異がある部分がありますので、そういった部分ももちろん研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 確かに循環型なんですね、野菜のくずとかそういうのを食べさせて、本当に素晴らしいことだと思います。いろいろな事業事業において、やっぱりここでは要らないけれども、その要らないものをほかでは欲しいという、こういう循環型の都市があります、八戸市でしたっけ。いろいろな工場が集まって、これは行政主体として始めたそうですね、民間だけでなく。製鉄関係があつて、そこでスクラップを持ってきて、そこで溶かしてまたさらに再生する。その中でいろいろな灰みたいなのが出て、それを活用して耐火ボードを作る。それから自動車に必要な亜鉛、自動車の鉄板は亜鉛で包まれてさびないようになっていますので、その亜鉛を取り出す工場があつて、それを今度はまた自動車のほうに販売する。こういう結構循環型になっているので、私はすごいなと思います。

それで、この町もそれができないことはないと思う。そういうことでいろいろな企業、町内にいる人たちの技術を持ちながら進めばということ考えていました。今漁業のことについて言いましたので、循環型もいいんですがこれを本当に事業化するためには、もっともっと進んだことを考えていかなければならないなと私は思います。

それで今農家というかそういうふうな、うちのほうなんか特にそうなんですけれども、高齢者になって農業の耕作放棄地……。

○議長（小松則明君） マスクをかけてください。俊作議員じゃないです。後ろの方、マスクをかけてください。

○8番（阿部俊作君） そういう耕作放棄地がありますので、そこでのいろいろな植物・野菜、そういうのを育てながら海の養殖も考えたらなという、そういう思いもあります。

それで事業化ということに関してもうちょっと、もうちょっとというあれだけ一生懸命考えていると思うんですが、これを本当に事業にするんだというそういう方向性をもうちょっと練ってほしいんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

阿部議員のおっしゃるとおりでございます。耕作放棄地が年々増えてございます。それは集約化をしているんでございますが、一人一人の町民の方がやはりプレーヤーになって、プレーヤーというのはどうやって輝ける、自分の居場所を築けるというような事業を構築できるかというのは、もちろん理想だけではこなせません。ですのでやりたい事業があつて、そしてそれに町がどの程度、どのような形で支援できるかというのを

これから模索していく必要があるというように実感してございます。

そういった観点も踏まえまして、いろいろな方からの御意見等を踏まえまして町として、もちろんそれは水産振興施策・農業振興施策含めまして、今後につきましてもいろいろな方々の御意見を賜った上で施策に結びつけてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） あとは、漁業は全世界というか海がつながってればどこでもやっていることなんですけれども、そういう全体の中でもやっぱり漁獲高、様々北海道にしてもサケが少なくなって、どこでも少なくなって、そういう中で北海道や他県からの発眼卵輸入というのはなかなか難しいのではないかなと思います。

そういう面で、今後のサケとかいろいろな魚種、それもさらに再検討を加えながらこの町の基幹産業をいかに育てるか、どんどんどんいろいろな情報を集め、いろいろな人材を集めやっていくべきと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 心強いお言葉、ありがとうございます。今以上に産業振興に、皆さんとともに歩んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 最後に1つだけ。いろいろな産業、それから魚でもそうなんですけれども、6次化とかそういう形でいろいろ生産・加工・販売、そういう話も出てきています。これは、町全体で町内一貫生産体制というそういう話も出ましたので、やはりこの町全体で考えるこの町のブランドとしていくために、町民みんながそれぞれ加工場がいっぱいあって、それぞれが競争するというのも大事なことでありますが、行政としてきちんと入ってそしてみんなが伸びるような方向、これを構築することが大事だと思います。

いろいろな産業におきましては、まだまだ大変なことがありますけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思ひまして、私は質問をこれで終わります。何かありましたら。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

1時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時14分

○

再 開

午後1時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の一般質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問に入らせていただきます。

まず、公共交通についてでございます。

震災後10年が過ぎて、ハードの復興事業をほぼ終え、多くの住民はある程度落ち着いた生活を送っていることと思います。このような状況の中、改めて大槌の現状を認識し、足元の課題を再確認し、その課題を一つずつ解決していくことで今後の持続可能な大槌を目指していくステージに入っていると思います。様々な課題がある中で、今回は住民の移動手段としての公共交通の課題と今後の対応について伺います。

1つ目に、津波災害からの復興事業における特徴の1つとして、住民の命と財産を守るために居住地を高台に移すという手法が取られました。これは、住民にとっては安心感が得られる一方で、特に車を持たない高齢者にとっては移動が困難な生活環境になっているように感じます。高台や主要施設から遠く離れた場所で生活する高齢者や車を持たない人たちが抱えていると思われる課題を、当局はどのように捉えており、その対応策についてどのように考えているかについて伺います。

2つ目に、現在の居住地・主要施設等の配置や町の人口、あるいは移動目的や移動時間帯等を考えたとき、利用者の利便性を増すためにバスやタクシー、鉄道等の公共交通の運行に関してその運行本数やそれぞれの交通機関の接続等、現在の状況における課題はあるか、また改善の余地がないかという点について伺います。

次に、大槌学園の通学についてでございます。

これまでは復興工事に伴う通学路の安全性を考慮して、安渡・桜木町・生井沢線の3路線は特別措置としてスクールバスを運行してきましたが、来年の4月以降は見直しが行われるとの報告がありました。道路を含むハードの復興事業がほぼ完了した現況下で、改めて「通学路」という視点で児童生徒が安全に通学できる環境になっているかという点で、以下について伺います。

1つ目に、スクールバスが廃止となる路線で児童生徒が通学する際に、危険な交差点や夕暮れが早い時期の道路照明等で問題となる場所があるのではと危惧しております。また、自転車通学者に関して安全に通学できる道路状況となっているか、当局の認識に

ついて伺います。

2つ目に、通学途中での様々な場所で地震津波発生を想定した場合に、安全に高台に避難できる状況となっているかという点について伺います。

3つ目に、震災前は多くの児童の通学距離はおおむね2キロメートル以内であったように思います。震災後は4つの小学校が統合され、通学距離が長くなった児童も多くいると思いますが、スクールバス廃止路線以外の通学児童も含め、通学距離が長いことによる体調面や授業等への影響、悪天候時の通学に際して安全面や健康面で課題となっていることがないか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公共交通の課題とその対応策についてお答えいたします。

町では、現在策定中の「（仮称）大槌町地域公共交通計画」の策定過程において実施した町民アンケート等の結果から、高齢者は坂道の移動負担から外出を自粛していることや、通院や買い物などの送迎を頼れる人がいないという状況は移動需要があると捉えております。バス車両では対応が困難な地区においても、路線定期型交通に替わる運行形態が必要と考えているところであります。

町内の公共交通全体では、マイカーの普及・人口減少や高齢化を背景とした利用者の減少に伴い、公共交通事業の収支状況は年々厳しさを増し、減便や廃止などサービス水準の低下によりさらに利用者が減少する悪循環に陥るものと考えております。さらに、利用者の減少は地域活性化やにぎわいの根幹に影響があることから、持続可能なまちづくりにおいても重要な課題と捉えております。これらの課題には、地域住民の移動需要と社会や経済の変化を的確に捉え、既存の定期型路線バスとタクシーの中間的な役割を担う効率的で新たな交通形態を構築していくことが必要と考えているところであります。

これらの対応策では、地域の公共交通を持続させるため、鉄道や路線バス、タクシーとは違うサービス内容と運行方式として来年4月から運行方法や有効性・妥当性を検証するため、予約があったときだけに運行するデマンド型乗合タクシーの実証運行を、事業者と大槌町地域公共交通会議で協議を進めておるところであります。

次に、公共交通機関の接続に関する現状と課題についてお答えいたします。

町内の公共交通は、三陸鉄道リアス線及び岩手県交通バスが隣接する釜石市を結ぶ基



幹交通と、県外への移動手段の役割を担っております。町民バスは、町内の生活移動手段としての役割を担い、タクシーにおいては柔軟な移動手段を担っております。各事業者がそれぞれの役割で、町内の公共交通網を維持していただいております。

「(仮称)大槌町地域公共交通計画」の策定過程において実施した町民アンケート、住民並びに事業者ヒアリング結果等では公共交通に期待する改善点において、「町民バスと県交通バスの接続をよくする」が最も多く挙げられました。運行の接続については、大槌町公共交通会議を通じて各事業者による乗降調査結果を踏まえ、通院・通学など利用率が高い便は優先的に調整しております。

しかしながら、公共交通の利用は人口減少やコロナ禍の影響から年々減少しており、町内の地域公共交通をどのように維持し、持続可能な公共交通を実現していくかが重要な課題であります。町内の公共交通を支える事業者と、行政がそれぞれの立場を尊重しながら連携・協力して取り組むことが必要と考えております。

大槌学園の通学につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長(小松則明君) 教育長。

○教育長(沼田義孝君) 次に、児童生徒の通学時の道路状況の認識についてお答えします。

来年度からスクールバスの運行による通学支援が見直されることにより、徒歩または自転車で通学することになる児童生徒にとって最も注意を要する交差点は、安渡の立体交差であると認識しております。教育委員会としては、この箇所について関係機関とともに交通安全点検を実施し、協議を行いました。その結果として、来年度から保護者並びに地域の方々に御協力いただきながら、安渡の立体交差における登校時の見守りを実施する方向で調整を行っているところです。

また、自転車で通学する生徒に関しては、道路が整備されている学園に向かつての右側を通行させることにより、安全に通学することができると考えております。

なお、夕暮れが早い時期における生徒の通学安全確保につきましては、毎年行っている自転車点検においてライトがしっかり点灯するかどうか確認を徹底するとともに、次年度以降の交通安全プログラムの際にも引き続き取り上げて対応を協議してまいります。

次に、通学途中に地震津波が発生した際の児童生徒の避難行動についてお答えします。

毎年下校時にこれを想定し、避難訓練を実施しております。今後も通学時の避難訓練を継続し、地震津波が発生した際には自分の命は自分で守ることを最優先に考え、最寄

りの高台にすぐに避難しようとする意識の高揚と行動の育成に努めてまいります。

次に、児童生徒の通学に係る安全面や健康面での課題についてお答えします。

毎日の通学により、児童生徒が体調不良を訴えたり授業をしっかりと受けられないという状況は、現段階では認識しておりません。ただ、議員の指摘にあるとおり、低学年の一、二年生にとっては毎日長い距離を歩くことは、身体面の発達状況を鑑みると配慮が必要だと考えます。

そこで、来年度からは学園から自宅までの距離が2キロ以上ある低学年児童に対し、新たに通学支援措置を講じてまいります。また、毎日持ち歩くランドセルの過度な重さにつきましても、引き続き課題として取り上げ改善を図ってまいります。

なお、悪天候により通学自体が難しい状況が見込まれる際には、これまでと同様に学校と情報を共有し、臨時休校や登下校時刻を変更する措置を講じてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） それでは、答弁いただいた順に再質問に入らせていただきます。

まず公共交通についてですけれども、認識合わせのためにちょっと長くなりますけれども、確認させてください。先月12日の総務教民常任委員会のほうで、乗合タクシーいわゆるデマンドタクシーの実証事業の説明がありました。交通不便地域に居住するいわゆる交通弱者というふうにはちょっと呼ばせていただきますけれども、に対する施策としてある程度評価する施策だとは思っています。この制度の運用の仕方とか、あるいは住民にとってのさらなる利便性向上策はないのかという視点で、そういう点も含めて再質問させていただきます。

その前に、なぜ今回このような施策が必要になったのかという背景について、当局との認識合わせのためにその辺を確認したいんですが、まず私に限らず多くの皆さんもそうだと思いますが、復興事業が進んでいく中で事業終了後の公共交通の在り方というのは、将来的に問題が生じるだろうという課題意識は皆さん持っていたと思います。こういう課題意識の下に、私も平成28年頃からこの一般質問で将来の公共交通の在り方について何度か質問させていただきました。

震災直後の公共交通というものを考える上で、人口予測というのが1つ前提としてあったと思うんですけれども、町民の1割近い人が犠牲になったとか、新たな生活の場を求めて町外に人口が出ていった、あるいは構造的な問題として少子高齢化が進むだろうという背景があったということで大槌町として人口減少が予想されたんで、震災直後は

少ない人口であればコンパクトに機能をまとめて新しく大槌の町をつくろうということで、コンパクトなまちづくりをコンセプトに復興基本計画を策定してきたという背景があったというふうに認識しています。

ところが、復興事業を進める過程でなかなか復興には時間を要するということが見えてきて、例えば病院とか消防・警察・学校といったような公共施設に関しては、その時間を待ってられない。早く建設しなければいけないということで、あるいは一般住民もそういう長い時間を待ってられないということで、住宅の着手がどんどん進んできました。それは中心市街地ではないところという意味です。

という形で主要施設を核とした、以前から言っています学校を中心とする文教地区だとか、寺のほうの大槌病院を中心とする医療地区であるとか、水産加工地区とか、あと郊外に点在する居住地区。こういった形で各機能が分散して、それぞれがコンパクトな町というふうに表現を変えてきたように私は捉えています。初めの、どうせ人口は少なくなるだろうから、中央に集中してコンパクトに機能する町をつくろうというコンパクトなまちづくりから、それぞれが小さな固まりとなってそれぞれがコンパクトな町という形をつくるんだというふうに認識を変えてきたように受け止めております。

それを踏まえてちょっとお伺いしたいんですけれども、住民の生活満足度の向上のためにも、そういった機能分散した各地域を結ぶ公共交通のインフラ整備というのは、特に重要だというふうに認識しているんですけれども、要するに中央に全部集中するんであれば交通インフラというのはそれほど重要な課題にならなかったかもしれませんが、機能が分散することによってできた町ということを考えると、その町を結ぶインフラ整備というのが重要だというふうに認識しているんですけれども、その辺当局の認識としてはどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、町が目指す公共交通のネットワークということと、あと今議員がおっしゃっていた文教地区とか病院とか、そういうのがちょっと分散になっているという、それをどうしていこうかという町の公共交通ネットワークの考え方であります。

コンパクトなまちづくりを実現するために、各地域が効率的利便性の高い公共ネットワークを結ばれる必要があると。町を結ぶ公共ネットワークを、公共交通軸と位置づけ強化された公共交通軸を（聴取不能）、あと市町村をまたぐ交通や交通不便地域の対

応など、網羅的に交通を組み合わせながら再生した町と各地域をつなぐ効率的な新しいネットワークということで、今公共交通の計画とされております。そういうことで、駅であったりあとは県交通であったりそういう結節点を維持しながら、乗り継ぎにおいても連結するということが今の公共交通の考え方であります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） そういった分散した地域を結ぶという機能も重要だと思いますし、そういった意味でいいますと今回のデマンドタクシーの実証事業の位置づけなんですけれども、ただ単に分散しただけじゃなくて特に居住地については高台に分散しているという背景もあるかと思えます。そういった視点で見た場合の、今回のデマンドタクシーの位置づけといいますか効果については、当局ではどのように考えているか。要するに、その辺をにらんで打ち出した方策なのかどうかということも含めて、お伺いしたいと思えます。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回公共交通会議の中で今検討している内容であります、デマンド型の乗合タクシーということで、まずこの交通計画の策定過程において実施しています町民アンケート、住民及び事業者ヒアリングの結果から、高台あとは駅やバス停から遠い交通不便地域で暮らす高齢者の方々が交通の不便を感じていると、そういう感じで外出を自粛している状況、まずヒアリング等の中からも状況を把握しております。

その中で、この公共交通事業は年々利用者の減少が進みながら事業継続が厳しいという、公共交通サービスを維持していくためにある程度の利用者の確保も必要だと。利用者の増加につなげる対応策、こういう視点も必要だと認識しております。

これらを踏まえながら、交通不便地域の課題解決と高齢者の外出機会の確保ということとをまず第一の目的に、高台に住居を構えた高齢者などの方々の足の確保という観点から、こういう乗合タクシーという計画案を作成している段階であります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 高台に住む高齢者、車を持たない人をターゲットにした1つの施策であるとともに、例えばタクシー会社の運行状況の対応も考えた施策ということで、これはまずちょっとやってみないと分からない部分があると思うんですけれども、今まで聞いた範囲では一歩進んだ非常にいい施策かなというふうに捉えています。

住民の捉え方がどうであるかということの確認の前に、まずこの制度を運用するに当たってちょっと気になっているところがあるんですけども、今言ったようにタクシー会社にとってみれば多分利用者も少なくなっているという背景もあって、この施策を導入することによる利用者増が見込まれる、町の負担もあるということでこれは歓迎するところだと思うんですけども、ほかの公共機関ですね、例えば県交通であるとか、あるいは三鉄の評価とか、あるいは町民バスの運行に与える影響というのはないのかというところを、ちょっと確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

この案を作成するに当たって、そういう運行事業者のヒアリング等を行っております。その中では、まず県交通と町民バスであります、特に問題はないという回答を得ております。その対象が高台等に暮らし、普段タクシー等を利用している方々が利用するという想定に基づき、直接的な影響は低いという考えであります。

そのほか、三陸鉄道についても特に問題はないと。乗合タクシーを利用して大槌駅から三陸鉄道を利用するという方も出てくればよいという、そういう考えもあります。

町民バスは、そのほかに乗合タクシーの町内での乗降場所が限定されているため、その先の町民バス利用につながればよいというふうな考えもあります。タクシー事業者については、町内2事業者がタクシーを経営しておりますが、ともに賛成ということでこの案がまとまっているところであります。

通常タクシー事業は年々施設が減少している一方で、曜日によっては利用者の隔たりがある。利用頻度が多い日は、ドライバーの車両確保などの影響は懸念されますが、まずデマンドタクシーをまずやってみたいということで、事業者の意見を伺っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） おおむね各事業者も問題ないということなんですけれども、多分前提としては町民バスの運行範囲が大分削られてきたたびに、直接影響はないと。逆に言うと、きちとこまめに本当は町民バスが運行されていれば、こういったデマンドタクシーというところまで話をもっていかなくとも済んだのではないかとすら思えるんですけども、そこはちょっと置いておいて今ある状況のところから考えたいと思うんですけども。

この乗合タクシー・デマンドタクシーの運行の内容なんですけれども、乗る場所は前

回の説明ですと比較的メッシュを細かく、イメージとしたらごみステーションがあるところを乗る場所というふうにある程度定めていると。これは、乗る人にとっては利便性のいい場所になるんだろうなと思います。一方で、目的地のほうの考え方なんですけれども、要するに降りる場所の設定の考え方というのはどういうふうな考え方で設定されているかという点について、お伺いいたしたいと思います。降りる場所の停留所と申しますか、降りる場所ですね。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

目的地の考え方ではありますが、まず今回の町民アンケート・住民のヒアリング等を踏まえた上で、やはり買い物と病院という声が多かったように思います。そのほかに、やっぱり役場なりあとは御社地なりの公共施設、そういう場面、あとはスーパー等を想定して今計画をつくっているところであります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今は、やっぱり自宅から出れない人が困っている場所が大体その辺のところなんで、停留所とは恐らく呼ばないのかもしれないんですけども、降りる場所の選定というのはそういう考え方だというのは分かります。

今言った範囲というのは医療であったり、日常生活の買い物であったり、あるいは役場のいろいろな手続であったりと、言い方はちょっと悪いかもしれませんが生きるための最低限必要とされるような場所、医療、食料も含めて買い物とかいろいろな手続をすところというふうに見えます。要は、そういう利用したい人の外出のきっかけとしたら、買い物とか医療だけじゃなくて本当は御近所に人がいたりするとちょっと出かけていってお話をしたりとか、親戚の家に行って遊んだりとかというような形で、生きがいという視点ではちょっとずれているのかなという感じがしています。生きる最低限の条件を満たすための目的地というのは、今言ったようなところはあるでしょうけれども、それだけじゃなくてやっぱり生きていく上で楽しみとするのは友達と話したりとか、親戚に会ったりとか、あるいは小っちゃな店で買い物したりとかいうようなところも含めて、お年寄りなり交通弱者なりの生きる意味合い、交通弱者だけじゃないんですけども、だというふうに思います。

そういう見方で見た場合に、ちょっと難しいかもしれませんが特に対象となるのは高齢者だと思うんですけども、若い頃一生懸命働いてきて、震災になって不自由

な生活をして、交通の便は若干よくなるけれども最低限必要な場所だけになるという施策にも見えますので、これは実証事業なのでこれから運行してみているいろいろな要望等出てくると思うんですけれども、そういった将来的には生きるための目的地に行くだけじゃなくて、さっき言ったように友達に会えるようにするために使えるとか、そういったところまで拡張を視野に入れた運行にさせていただければなというふうに思います。この辺の考え方、将来的な。まだ実証事業も始まっていない時点で、将来どうするのかという質問になるんですけれども、そういったところも考慮して実証事業の運行をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今御指摘のお話の中に、まさに生きるために最低限必要なものではないかという論点でお話しされましたけれども、この今回の公共交通網の考え方につきましては、いわゆるどこまで公共交通網としての使命を持つのかということがおっしゃっている視点だろうという認識をしております。

その観点で申しますと、今回はこの町長の回答にもありましたとおり3つの路線、一番は三鉄とそれから岩手県交通、これは県・町内外を結ぶもの、あるいは2つ目は町内、もう1つはじゃあ町内を結ぶものが町民バスであるんだけれども、そこから外れたところというのはどうなんだろうというところの議論がけんけんがくがくありまして、このニーズにどのように沿うかということが最大の論点であります。

これは、町民サービスをいかに手厚くするかということになれば、町民バスを至るところに走らせるという回答が最終結論になるのかなとは思いますが、なかなかそういかない事情もございまして、まずはそういうニーズがある方々が何千円も出して大槌駅とか大槌へ行くお金がかからないようにしようではないかと、そういう要求をまず満たすところから始めていって、降車の問題がありましたけれどもどこが一体降りるところが適切なのかも含めまして、ちょっと実証運行していく中で考えていきたいと思っておりますが、最終的には今おっしゃるように町民がただ単に生きるためではなくて、いわゆる自分の生きがいとしてどう使っていけるのかという交通網が必要であることは認識しておりますが、これをどこまで最初に戻りますが深めるかという議論はまだ残っているかというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 私も、主要施設に行くだけじゃなくて、いろいろな使い方がで

きないのかという質問をさっきしたんですけれども、でもこれって一方で考えてみるとそういった使い方、行きたいところに行くんであればタクシーがあるじゃないとかいう見方もありますし、あるいはタクシーだと高いんで安い料金ということになると町民バスなり県交通なりのバスになると。その間を埋めるような、要するにこれを運行することによってタクシー会社に対する営業に障害を与えたりとか、バス会社に障害を与えたりということのないような運行の仕方を見つければいいなという意味で、ちょっと質問させていただきました。

これ、実運用するときちょっと気になるところがあるんですけれども、事前のアンケートでも一部声があったやに聞いていますけれども、デマンドタクシーの運用方法の説明ありましたけれども、事前に登録をしておいて、乗る場合には事前の予約が必要だと。電話連絡か何かだと思うんですけれども、事前に予約をしておいて、降りる場所も当然限定されるという前提で使えますよということになると思うんですけれども、一番使いたいのは恐らく高齢者の方が中心になると思うんですが、この辺の手続を面倒くさがりはしないかなというのが気になります。

タクシーであればパッと電話して呼べばいいし、バスであれば時間が決まっているんでそこにパッと行けば乗れるというのに対して、デマンドタクシーは乗る人が自分の名前をエントリーしておいて、乗りたい日に電話連絡をして呼び出すというような、大した煩わしさじゃないのかもしれませんが、高齢者にとってはそれすら面倒くさいというふうに考えるかもしれませんので、ただこれも慣ればそんなに難しいことじゃないのかなと思います。一番最初のきっかけのところで、住民説明というところをしっかりとしないと、なかなか利用する人が「そんな面倒な仕組みだったらいいや」というふうになるかもしれませんので、その住民説明はしっかりしていただきたいと思いますが、説明の仕方についてはどういうことを考えていらっしゃるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

運行前に、今7地区を対象にしておりますが、対象地区の集会所等で丁寧に事前に説明を行っていきたい。あと、特に地域の実情を把握している自治会の自治会長さんや、あとは民生委員さんなどの協力を得ながら丁寧に進めていきたいと思います。説明会終了後、あと実証運行が開始後においても、同様に声があれば地区に入って説明をしてい



きたいと思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

4年前の私の一般質問の際に、公共交通に対する問題意識の中から今のデマンドタクシーの話もさせていただきました。その中でもう1点、買い物代行という概念の事業はないのかということも質問させていただいたと思います。町内では、タクシー会社の1社が買い物代行的な事業をやっているやに聞いていますけれども、もし聞いていればなんですけれども、今やっているタクシー会社から情報があつたら教えていただきたいと思うんですが、その買い物代行の業務について採算性とか利用状況ですね。あるいは利用者にとっての評判といいますか、使い勝手のよさとかいう声が届いているかという点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町内では、1社が買い物代行の「おつかいタクシー」というものを令和3年4月から実施しております。タクシー業者については、こういう計画作成において常日頃情報共有しながら、ヒアリングしながら今している状況にあります。その中で、買い物タクシーについて状況を聞いております。

利用状況は、4月から始まって現在6回程度と伺っております。なかなかこの事業が、町民には浸透していないのではないかなというふうに推測しております。事業者の意向としては、事業継続はしていくということは確認しております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 6回というのは、非常に少ないですね。ちょっとびっくりしたんですけれども。

次に聞こうと思ったのは、デマンドタクシー以外にもテイクアウトタクシーと呼ぶんでしょうか、というような制度も仕組みとして行政としてつくるということも考えられないのかということをお聞きしたいと思ったんですが、なかなか利用状況を見ると積極的に導入するのにもいろいろ問題がありそうだということ、今感じました。

これについては、デマンドタクシーと同様にテイクアウトタクシーも、世の中にニーズがあるのかということも併せてヒアリングしながら、この辺の現実性というものと一緒に考えていったらどうかなと思います、住民の利便性を向上させるという意味で。

それからちょっと目線を変えまして、最近よく耳にする高齢者の事故発生抑制のための免許返納の促進なんですけれども、例えばデマンドタクシーが軌道に乗ってこの辺の利用量が増えてくると、免許返納への影響というのはありそうなのかどうかというところをお聞かせいただければ。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

高齢者の免許返納の件であります。岩手県警察の情報から過去3年間においては65歳以上が29名返納、そのうち75歳以上が25名。平成31年は令和元年になりますが、65歳以上が28名の返納で、そのうち75歳以上が17名の返納であります。令和2年については、65歳以上で41名の返納で、そのうち75以上が25名の返納。令和3年は10月現在の数値になりますが、65歳以上が38名の返納で、うち75歳以上で23名の返納という状況であります。年々返納者は、増えてきている状況にあります。

その上で、デマンドタクシーをきっかけにということではありますが、特に岩手県沿岸地区という状況を鑑みますと、やっぱり車社会という状況がありますので、なかなかこのデマンドタクシーがあるから返納するということにはつながらないとは推測しております。

しかしながら十分に返納のきっかけ、このデマンドタクシーという制度をきっかけに返納の検討につながる取組となると考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 確かに大槌に限らずこういった田舎町に関しては、やっぱり車がないと高齢者であっても非常に不便だし、デマンドタクシーの制度が軌道に乗ったからといって、これをきっかけにして免許返納が加速するということはなかなか考えにくいところがあるのは私も感じます。ただ裏を返すと、それだけ車がないと移動がしにくい場所なんだということなんだろうと思います。

したがって、先ほどから話しているデマンドタクシーにしても、あるいは町民バスにしても、テイクアウトの仕組みにしても、何がしかのできる範囲の形をつくって住民が利用しやすいような、あるいは移動しやすいような仕組みというのは、一つずつ進めていく必要がある町なんじゃないかなというふうに感じています。その辺、当局のほうは認識でいるでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町の公共交通ということで今回の改定、5年間の計画を今作成中でありますが、基本的に持続可能ということの捉えが一番重要であると考えております。やはり三鉄も必要、県交通も必要、町民バスも必要、そこにタクシーも必要で、その間を埋めるような今回デマンドの乗合タクシーを導入しながら、各交通事業が継続できるような取組が必要と考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） そういった視点で、一つずつできるところから着実に実行していただければなというふうに考えています。

答弁の中にもありましたけれども、地域交通の計画策定に当たって各住民からヒアリングをしたという中で、私も一部参加させていただいた会場もあったんですが、ちょっと衝撃的だったのは高台に住んでいる独り暮らしの女性の方に関しては、高台に自宅があるのでそこからバス停までの距離があると。特に買い物なんかして帰るときは、バス停から自宅まで帰るのにタクシーを呼ぶとか。

あるいは町民バスが通っていた頃には、よくそれを利用していろいろな御近所付き合いか友達と会ったりとかしていたんだけど、町民バスが廃止になった路線の区域の人なんです、その人からは安く使える便利な町民バスがなくなってからは行き先というのは買い物とか病院とかいったところ以外にはもう絶対に出かけないようにしているという、非常に心が締めつけられるような回答がありました。

そういった人たちが多くいるということを確認できたことは、私の1つの成果ではあったんですけども、そういう人がいるということをやっぱりみんなが認識した上で、じゃあそういう人に対しても何がしかの利便性を与えられるような仕組みがないのかという視点で、これからもちょっと検討していただければと思います。そういった意味でも、デマンドタクシーというのは今回の交通弱者に対する、一歩歩み寄った施策だというふうに思います。

先ほど申しましたけれども、生きる意味としてただ単に息をするだけじゃなくて、生きがいを持って生きられるようなまちづくりという視点で、デマンドタクシーも一歩それに前進していければなと、そういう使い方ができればなというふうに考えますけれども、当局の意見はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） これはトップのほうからお願いします。町長。

○町長(平野公三君) 公共交通を、やはりしっかりと維持していくということが必要だろうと思います。時代時代に合わせながら、変化をしていくものだろうと思います。

考えられることは、今企画財政課長が話したとおり公共交通としては県交通とかあと三陸鉄道とか、様々ありますけれども、その中に埋める形で今回デマンドという形の実証実験ということですのでありますから、議員のお話あったとおりその実績を踏まえながら変化をしていく必要があるんだと思います。また、国を含めて様々なところで自動運転とか様々なところが起きております。そういうことも踏まえると、やはり持続可能なという部分につきましては、しっかりと時代の背景を踏まえて変化に対応できるような体制づくりが必要だと思います。

今回は実証実験ということですから、さっき課長が話したとおり事前の説明、そして中間における説明、そして1年踏まえての実証実験の状況等については逐次議会のほうへ報告しながら状況等を把握いただいて、次にどうするかという部分についてはしっかりと協議をしてみたいと思います。

○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。

○3番(佐々木慶一君) ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、大槌学園生の通学路についてですけれども、昨日の白澤議員の一般質問に対する答弁の中で、保護者説明会をいろいろやったんだけれども、スクールバスに乗る子に対する変更点の説明であるとか、徒歩通学者の通学練習の説明であるとかという場で説明会をしたんだけれども、スクールバス運行に関する質問・意見等は特になかったという答弁がありました。

それと、今回いただいた安堵の立体交差に関しても、いろいろな危険な箇所があるということとの関連性というのは、どういうふうに理解したらいいのか。問題ないのか、問題あるのか。問題あるとしたら、どういうところなのかというところを、再度確認させていただきたいと思います。

○議長(小松則明君) 学務課長。

○学務課長(杉田哲朗君) お答えいたします。

まず初めに、保護者説明会において通学手段の支援に対する変更点自体の質問はなかったということについては、そのとおりでございます。

御指摘のあった安堵地区の立体交差の部分につきましては、学園のほうで来年度通学路に、徒歩並びに自転車の児童生徒が通うということを想定した場合に点検した際に、

やはりここは危険箇所になるだろうということで6月に基本的な通学路安全プログラムを実施しているんですが、追加で2学期にここの安堵の立体交差のところにつきまして実施したということでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。保護者からは、特に問題意識の質問はなかったけれども、独自の点検結果でそういった危険箇所を認識したということで理解しました。

立体交差の下の部分だと思うんですけども、あの部分は今歩道がなくて、赤いポールみたいなものが立っただけで、何となく車道と歩道を区分けしているという程度で、ちょっとあの辺の交通を考えると大型車両が通る、あるいはトンネルから出てきたところの下り坂であったり町方から入るところの下り坂であったりあるいは上り坂であったりというところの交差点、複雑な形の交差点になっていますけれども、その対応はどういうふうにされるということなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

立体交差、御指摘のこの箇所につきましては、交通安全プログラムを経た結果御指摘のあった部分のポールの部分等々につきましては、道路管理者のほうは県の土木部のほうなんですけど、そちらのほうから改善をする方向で検討するというお答えはいただいているところでございます。

また、その安全対策につきましては2つありまして、まず1つ目は大槌学園のほうで学校運営協議会を行っているわけですけども、そちらのほうで安堵地区の地域住民の方にも御参加いただいているんですけど、その方を中心に先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、保護者等々の御協力をいただきながら見守りを実施していきたいという申出を受けておりまして、今現在調整を図っているところでございます。

もう1点は、大槌商工会女性部のほうから御協力をいただきまして、安堵立体交差並びに大槌インター、これまでの議会でも取り上げられておりましたが、その横断歩道の手前といいますかその部分にストップマークという「止まりましょう」というマーク、こちらのほうを設置していただきました。御厚意、本当にありがとうございます。これらの策によって、交通安全について実施していければなと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） すみません、確認です。

あそこを通行するとき、見守りという形のソフトの対応だけになるのか、橋の下というんでしょうか、あの辺に歩道がつくとかガードレールがつくとかというハード対策まで、将来的にやることになるのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

すみません、私のお話の仕方が不十分だったと思います。ハード面につきましても、検討いただくというふうに道路管理者のほうからは回答いただいております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。ありがとうございます。

スクールバスの廃止なんですけれども、この3路線について廃止するというので、4月以降は3年生以上は基本的には徒歩で通学ということで、これ国の基準で片道4キロメートル以上であればスクールバスを出す、中学生については6キロメートル以上という基準にのっとった運用だと思うんですけれども、それはそれとして震災前の通学距離というのを考えてみますと、小学校単位でありますと大体その小学校を中心に2キロメートル以内のところに居住地があつて、そこから通っていたということからすると、震災後は学校が統合されて、それからしばらくの間復興過程においてスクールバスで通学していたと。一旦工事量も落ち着いて、交通の便もよくなつたであろうということで徒歩通学に変えるということなんですけれども、震災前2キロ以内から通っていた子供がしばらくスクールバスで通っていて、いきなり4キロメートル以下のところは徒歩で歩きなさいというのも、ちょっと国のルールなんではないんでしょうけれども、行政の対応としてもうちちょっと踏み込んで子供たちのために何かできないのかなというふうなことを考えたところです。

4キロメートルの通学というのをちょっとイメージしてみますと、結構時間かかると思うんですけれども、通学時間っていうのは片道どれくらいになりますか。（「分かる職員ありますか」の声あり）大体で結構です。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

すみません、4キロ歩くにどのくらい時間かかるかという部分について、ここで正確に申し上げることはできませんが、学園のほうで出している広報があるんですけれど

も、そちらのほうで10月の末に来年度徒歩になる子供たちについて通学練習を行いました。その子供たちにつきましては、およそ15分程度いつもより早い時間で出発したというふうに報告は受けております。

また、質問にもありました体調面という部分でございますが、「疲れた」というふうに話す子も実際はいたところではございますけれども、足どりはとてもしっかりして安心して通学する様子を見守ることができたという報告もいただいておりますので、4キロ歩くということに対して問題はないのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 子供の足なんで、どれくらい時間かかるかは分かりませんが、世の中で一般的に言われている歩行速度というのは、大体時速4キロとかとよく言われていると思います。子供はもうちょっとかかるかもしれませんが、1時間に4キロということは、4キロ歩くのに1時間かかる。それを往復となると、1日の通学時間は2時間になる。天気のいい涼しい日ばかりじゃない。暑いもある、寒い日もある、雨の日もある、雪の日も風の日もあるでしょう。大雪とか台風来たときには、当然休校措置というのがあると思いますけれども、そういう環境の下で、前回の全協でも話ありましたけれども今の子供たちは重いランドセルを背負っている。

例えば、4キロの基準になる小学校の3年生くらいですとどうでしょうね、体重30キロ弱くらいでしょうか。その子供たちが、ランドセルの重さは大体平均で五、六キロだと思います。重い人だと、10キロのランドセルをかついでいるという人もいますけれども大体5キロとして、5キログラムのランドセルを背負って二十七、八キロの体重の子が歩くというのを、暑い日にそれも歩くというのをイメージすると、例えば単純に比例じゃないんでしょうけれども、大人の感覚でいうと70キロくらいの方がランドセルを背負うとなると、その重さは大体十二、三キロになると思います。10キロ米より重いものを背負って、暑い日も寒い日もそれで4キロの道を例えば通うとなると、これはちょっと大人だったらいやだなというふうに思うと思いますね。

そういった視点で、まあ何キロならいいんだというのはあると思うんですけども、少なくとも4キロはちょっと長いんじゃないか。震災前の通学距離に照らし合わせるわけじゃないですけどもせめて2キロ以上、30分以上であればスクールバスを出すというような制度があってもいいんじゃないかというふうに感じます。

私も、このスクールバス廃止の話が出て、4キロじゃなかったんですけども、3.5キ

口ほど朝ちょっと暑い日だったんですけれども歩いてみたら、1時間まではかからないですけれども1時間弱かかった。学校に着く頃には、もうすっかり汗だくになるような状態、これを子供たちが夏の間は汗だくになる、冬の間は寒さに震えながらという環境を考えると、もうちょっと緩和措置があってもいいんじゃないかなというふうに思います。

国の制度では、さっき言ったようにスクールバスを出す基準は小学校レベルで4キロ以上、中学校で6キロ以上という基準はあるにしても、国のほうの基準にも書いてあるのはそれは基本的なガイドラインであって、「地域の事情を踏まえて、市町村で適切な在り方を検討すべき」という文言もついています。ですから、何が何でも4キロ以上でなければ、スクールバスを出さないという規定でもないようですので、そこは実際の子供たちの状況を見ながら、何よりも親御さんがどう思っているのかというところをヒアリングして、検討されてはどうかと思います。

今回の件については、私のほうに今言ったような通学距離が長くなるという話であるとか、ちょっと今時間なくて触れませんが通学途中で特に安堵橋とか、安堵橋と薬王堂の間あたりを歩いているときに大きな地震が来たら、どこに避難したらいいんだとかというような質問といますか、相談が結構来ています。なかなか自分で送り迎えするのも難しいので、中にはお金を出してもいいのでスクールバスに乗せてもらうような仕組みはできないのかとか、いろいろ問いかけてくる人がいます。そういった住民の声にもうちょっと耳を傾けて、大上段に構えて「何か聞きたいことはないのか」というんじゃなくて、無記名のアンケート方式でもいいですけれども、そういった形で住民の声をすくい上げながら、来年の4月以降のスクールバス廃止に当たっての運行にちょっと留意していただければと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時30分